# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2015年6月30日

【会社名】 ソニー株式会社

【英訳名】 SONY CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表執行役 平井 一夫

【本店の所在の場所】 東京都港区港南1丁目7番1号

【電話番号】 03-6748-2111 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務部 V P 村上 敦子

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南1丁目7番1号

【電話番号】 03-6748-2111 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務部 V P 村上 敦子

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債

一般募集

120,000,000,000円

(注) 募集金額は発行価額の総額であります。

ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

【安定操作に関する事項】

【届出の対象とした募集金額】

- 1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場 価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令 第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があり ます。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を 開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であり ます。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【証券情報】

# 第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)】

本新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の募集については、発行価額(各社債の金額100円につき金100円)にて後記「2 新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託 (1)新株予約権付社債の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格、各社債の金額100円につき金102.5円)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 銘柄          | ソニー株式会社130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債   |
|-------------|---|
|             | (社債間限定同順位特約付)   |
| 記名・無記名の別    | -   |
| 券面総額又は振替社債の | 金120,000,000,000円   |
| 総額(円)       |   |
| 各社債の金額(円)   | 金1,000,000円   |
| 発行価額の総額(円)  | 金120,000,000,000円   |
| 発行価格(円)     | 各社債の金額100円につき金102.5円(注)1  |
| 発行価額(円)     | 各社債の金額100円につき金100円(注)2  |
|             | ただし、本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない   |
|             | ものとする。  |
| 利率(%)       | 本社債には利息を付さない。   |
| 利払日         | 該当事項なし  |
| 利息支払の方法     | 該当事項なし  |
| 償還期限        | 2022年9月30日(金)   |
| 償還の方法       | 1 償還金額  |
|             | 各社債の金額100円につき金100円  |
|             | ただし、繰上償還する場合は本欄第2項第(2)号乃至第(4)号に定める金額による。  |
|             | 2 償還の方法及び期限   |
|             | (1)本社債の元金は、2022年9月30日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関して  |
|             | は本項第(2)号乃至第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによ  |
|             | る。  |
|             | (2)組織再編行為による繰上償還  |
|             | 組織再編行為(本号 に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総   |
|             | 会の承認を要しない場合は、取締役会で承認した場合若しくは執行役が決定した場   ヘスはんなはに従いるの他の機関が決定した場合とにおいて、火なが、かかるる認         |
|             | 合又は会社法に従いその他の機関が決定した場合)において、当社が、かかる承認   |
|             | │ 又は決定の日(以下「組織再編行為承認日」という。)までに、社債管理者に対 │<br>│ し、承継会社等(本号 に定義する。)が当該組織再編行為の効力発生日において │ |
|             | し、承継云社寺(平号 に足我りる。)が当該組織再編11点の効力完全日にのいて  <br>  日本の金融商品取引所における上場会社であることを理由の如何を問わず想定して   |
|             | ロ本の金融間に取りがにありる工場会社であることを理由の知門を同わり思定して    いない旨を記載し、代表執行役が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償        |
|             |   |
|             |   |
|             | 記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項   |
|             | を公告したうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円  |
|             | につき金100円で繰上償還する。  |
|             |   |
|             | 会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新た   |
|             | な新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の株式会社の完全子会社となる   |
|             | 株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続   |
|             | により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるもの   |
|             | を総称していう。  |
| L           |   |

「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(へ)に定める株式会社を総称していう。

- (イ)合併(合併により当社が消滅する場合に限る。) 吸収合併存続株式会社又は 新設合併設立株式会社
- (口)吸収分割 吸収分割承継株式会社
- (八)新設分割 新設分割設立株式会社
- (二)株式交換 株式交換完全親株式会社
- (ホ)株式移転 株式移転設立完全親株式会社
- (へ)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の 義務を引き受ける株式会社

当社は、本号 に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

#### (3)上場廃止等による繰上償還

(イ)当社以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、当社普通株式の保有 者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社 が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株 式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所におい てその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し (ただし、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引 所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除 く。)、かつ(二)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合 (ただし、当該公開買付けに係る公開買付期間の末日において当該公開買付けが成 立した場合に限る。)には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日 (当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に必 要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当 該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社 債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。 本号 にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式 の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間 の末日までに公表した場合には、本号 の規定は適用されない。この場合におい て、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来 しなかったときは、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告し たうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から 30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部 は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。

本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号 又は に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号 又は に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

当社は、本号 又は に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

|          | け呼ばなが出い   |
|----------|---|
|          | (4)130%コールオプション条項   |
|          | 当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表   |
|          | 示を含まない。以下本号において同じ。)がある20連続取引日(「取引日」とは、  |
|          | 株式会社東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以   |
|          | 下同じ。)にわたり、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある転換価   |
|          | 額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同  |
|          | じ。)の130%以上であった場合、2020年7月21日以降、当該20連続取引日の最終  |
|          | 日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日   |
|          | (かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とす  |
|          | る。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金  |
|          | 100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割又は当  |
|          | 社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て(以下本号において「株式分割等」   |
|          | という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(基準日を定めない場合は、効力   |
|          | 発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの   |
|          | 直前の取引日とする。以下本号において同じ。)の2取引日前の日から当該株式分   |
|          | 割等の基準日までの3取引日(当該基準日を含む。)についての本条項の適用にあ   |
|          | たっては、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号 (口)の規定   |
|          | にかかわらず、当該各取引日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数か  |
|          | ら、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数   |
|          | とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、別   |
|          | 記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号 に定める新株発行等によ  |
|          | る転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある   |
|          | 転換価額とする。<br>  大変なの見るとないのでは、1000円では、10 |
|          | 本項第(2)号又は第(3)号 若しくは に定める繰上償還事由及び本号 に定める繰  |
|          | 上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号又は第(3)号に従って  |
|          | 償還されるものとする。ただし、本項第(2)号又は第(3)号 若しくは に定める繰  |
|          | 上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日又は当該公開買付けによるとは、大学の関係の関係のでは、   |
|          | る当社普通株式の取得日の前に本号 に基づく公告が行われたときは、本社債は本   |
|          | 号に従って償還されるものとする。<br>  |
|          | 当社は、本号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。  |
|          | はできない。<br>  |
|          | (5)償還すべき日(本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合に<br>  け、当該各号に従い公告された償還日を含む。)が銀行体業日にあたるときけ、その   |
|          | は、当該各号に従い公告された償還日を含む。)が銀行休業日にあたるときは、その<br>  支払は前銀行営業日に繰り上げる。  |
|          | 文仏は削載り言葉口に繰り上げる。<br>  (6)当社は、法令又は振替機関(別記「振替機関」欄に定める。以下同じ。)の振替業に   |
|          | (の) 当社は、バマスは旅音機関(かん・旅音機関)欄に足める。以下回じ。)の旅音楽に<br>係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日(別記「払込期日」欄  |
|          | に定める。)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入  |
|          | ことのる。   |
|          | は当該新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできな  |
|          | VI  |
|          | · · · · · ·   · · · · · · · · · · · ·   |
|          | 「 (注 ) 19   |
|          | 一般募集  |
| 申込証拠金(円) | 各社債の金額100円につき金102.5円。なお、申込証拠金のうち発行価額相当額(各社債の金   |
|          | 額100円につき金100円)は、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけ  |
|          | ない。   |
| 申込期間     | 2015年7月16日(木)から2015年7月17日(金)まで((注)3)とし、当該期間内に後記   |
|          | 申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込むものとする。   |
| 申込取扱場所   | 「 2 新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託 (1)新株予約権付社債   |
|          | の引受け」欄の引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店   |
| 払込期日     | 2015年7月23日(木)(注)3   |
|          | 本新株予約権の割当日も同日とする。   |
|          | •   |

| 振替機関           | 株式会社証券保管振替機構  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| が自然は           |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                | 京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 担保             | 本新株予約権付社債には担保又は保証は付されておらず、また特に留保されている資産はな   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                | ι <sub>ο</sub>  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 財務上の特約(担保提供制限) | 1 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の社債(ただし、当社が合併により承継した被合併会社の担保付社債を除く。)に担保提供する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。本「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」において担保提供とは、当社の資産に担保権を設定すること、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をすること及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約することをいう。 2 前項に基づき担保権を設定する場合に、設定する担保権が本社債を担保するに十分と社債管理者が認める場合を除き、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき、当社と社債管理者の間で協議のうえ、社債管理者が適当と認める担保権を設定する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                | する。   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 財務上の特約(その他の    | 該当事項なし  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 条項)            |   |  |  |  |  |  |  |  |  |

- (注)1 一般募集は発行価格にて行います。
  - 2 発行価額は当社が引受人より本新株予約権付社債の払込金額として受取る各社債の金額100円あたりの金額であります。
  - 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、2015年7月13日(月)から2015年7月15日(水)までの間のいずれかの日(以下「転換価額等決定日」という。)において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2015年7月7日(火)から2015年7月15日(水)までを予定しておりますが、実際の転換価額等の決定期間は、2015年7月13日(月)から2015年7月15日(水)までを予定しております。

従いまして、

- (1)転換価額等決定日が2015年7月13日(月)の場合、申込期間は「自 2015年7月14日(火) 至 2015年7月15日(水)」、払込期日は「2015年7月21日(火)」
- (2)転換価額等決定日が2015年7月14日(火)の場合、申込期間は「自 2015年7月15日(水) 至 2015年7月16日(木)」、払込期日は「2015年7月22日(水)」
- (3)転換価額等決定日が2015年7月15日(水)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意下さい。
- 4 本新株予約権付社債の募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 信用格付

本新株予約権付社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1)株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

信用格付: A - (取得日 2015年6月30日)

入手方法:R&Iのホームページ(http://www.r-i.co.jp/jpn/)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュースー覧」に掲載されている。

問合せ電話番号: 03 - 3276 - 3511

(2)株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

信用格付: A (取得日 2015年6月30日)

入手方法: JCRのホームページ(http://www.jcr.co.jp/)の「格付情報」の「当月格付」 (http://www.jcr.co.jp/top\_cont/rat\_info02.php)に掲載されている。

問合せ電話番号:03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げら

有価証券届出書(参照方式)

れる(若しくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報 (発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわ けではない。

#### 6 社債等振替法の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

#### 7 担保権を設定した場合の公告

当社が上記「財務上の特約(担保提供制限)」欄により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

#### 8 担保提供制限に係る特約の解除

当社が上記「財務上の特約(担保提供制限)」欄により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合には、以後、上記「財務上の特約(担保提供制限)」欄及び本(注)11第(2)号は適用されない。

#### 9 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失し、ただちに元本金額で本社債を償還する。ただし、当社が本社債の元金の支払をその支払期日に怠った場合、当社の他の社債の期限の利益を喪失させる関係においては、かかる支払が7日以上遅延した場合に限り、当社は本社債についての期限の利益を喪失するものとして取扱う。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合はその旨を公告する。

- (1) 当社が上記「償還の方法」欄第2項に違背したとき。
- (2) 当社が上記「財務上の特約(担保提供制限)」欄に違背したとき。
- (3)当社が、本(注)7、本(注)10、本(注)11、本(注)12、本(注)15、本(注)16又は別記「新株 予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項に定める規定又は条件に違背し、社債管理者の指定す る60日を下らない期間内にその履行又は補正をしないとき。
- (4)当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5)当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社が第三者のために行った 保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、 当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6)当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7)当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

# 10 社債管理者に対する定期報告

- (1)当社は、社債管理者にその事業の概況を適宜報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当について は取締役会の承認又は決議後ただちに書面により社債管理者に通知する。当社が、会社法第441条第1項に 定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。ただし、当社が上記の通知を 当社ホームページ上又はTDnet(適時開示情報伝達システム)により開示した場合には、かかる開示 を行なった旨の社債管理者への通知をもって上記の通知を行ったとみなす。
- (2)当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその他添付書類を、毎事業年度終了後3か月以内(ただし、金融商品取引法第24条第1項に基づき同項に定める提出期限の延長の承認を受けた場合には、当該延長後の提出期限までとする。)に社債管理者に提出し、金融商品取引法に基づき作成する四半期報告書を、事業年度を3月ごとに区分した各期間終了後45日以内(ただし、金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づき同項に定める提出期限の延長の承認を受けた場合には、当該延長後の提出期限までとする。)に社債管理者に提出する。また、当社が金融商品取引法に基づき作成する臨時報告書及びその他添付書類又は訂正報告書等を関東財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。ただし、当社が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、訂正報告書等、確認書及び内部統制報告書(添付書類を含み、以下「報告書等」という。)の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を関東財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等の提出に代えることができる。

#### 11 社債管理者に対する通知

- (1)当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知しなければならない。
- (2)当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は当社が国内で今後発行する他の社債(ただし、当社が合併により承継した被合併会社の担保付社債を除く。)のために担保提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、債務の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (3)当社は、本社債の償還金の支払に重大な悪影響を及ぼす次の各場合には、社債管理者に通知しなければならない。

当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与するとき。

事業の全部又は重要な一部の管理を他に委託するとき、事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止し、又は他に移転するとき。

資本金又は準備金の額を減少するとき。

会社法上の組織変更、合併(簡易合併による場合を除く。)若しくは会社分割(簡易分割による場合を除く。)をするとき又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社になるとき。

#### 12 社債管理者の調査権限

- (1)社債管理者は、社債権者の利益保護に必要であるときは、社債権者の利益保護のために必要かつ合理的な範囲内で、当社及び当社の連結子会社の事業及び帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査を行うことができる。
- (2)本(注)12第(1)号の場合で、社債管理者が当社及び当社の連結子会社の調査を行うときは、当社は、社債権者の利益保護に必要かつ合理的な範囲内でこれに協力する。
- (3)当社は、社債権者の利益保護に必要な事項につき社債管理者と別に協定したときは、その履行をしなければならない。
- 13 社債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立に関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

14 社債管理者の辞任

社債管理者は、社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合(利益が相反するおそれがある場合を含む。)、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

- 15 繰上償還の場合の通知及び公告
  - (1)当社が、上記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還日の少なくとも60日前にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
  - (2) 当社が、上記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当社 普通株式の取得日(上記「償還の方法」欄第2項第(3)号 後段の場合は60日間の末日)から7日以内にそ の旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
  - (3)当社が、上記「償還の方法」欄第2項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、上記「償還の方法」欄第2項第(4)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する
  - (4)上記「償還の方法」欄第2項第(2)号乃至第(4)号に定める繰上償還をする場合の公告は、本(注)16に定める方法によりこれを行う。
- 16 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、定款所定の新聞紙にこれを掲載する。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、本(注)18第(1)号において社債管理者が招集者となる場合及び社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する

17 社債要項及び社債管理委託契約証書の公示

当社は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

#### 18 社債権者集会

(1)本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

- (2)本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3)本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、関連法令により要求される手続を履践したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- 19 償還金の支払

本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

20 発行代理人及び支払代理人

株式会社三井住友銀行

21 本新株予約権付社債は上記「払込期日」欄記載の払込期日の翌営業日に株式会社東京証券取引所への上場を予定しております。

したがいまして、

- (1)転換価額等決定日が2015年7月13日(月)の場合、上場日は「2015年7月22日(水)」
- (2)転換価額等決定日が2015年7月14日(火)の場合、上場日は「2015年7月23日(木)」
- (3)転換価額等決定日が2015年7月15日(水)の場合、上場日は「2015年7月24日(金)」

となる予定でありますが、上場日は変更されることがあります。

本新株予約権付社債は、上場日から売買を行うことができます。

社債等振替法の適用により、本新株予約権付社債の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座で の振替により行われます。

#### (新株予約権付社債に関する事項)

| 新株予約権の目的となる | 当社普通株式  |
|-------------|---|
| 株式の種類       | 当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない当社における標準と   |
|             | なる株式であり、単元株式数は100株である。  |
| 新株予約権の目的となる | 本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株   |
| 株式の数        | │<br>│予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額 │   |
|             | ┃ で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現 ┃   |
|             | 金による調整は行わない。  |
| 新株予約権の行使時の払 | 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額   |
| │<br>│ 込金額  | (1)各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資する   |
|             | ものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。  |
|             | (2)各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられ   |
|             | ┃   る価額(以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権 ┃  |
|             | の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権(別記「組織再  |
|             | 編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄第1項に定義する。)の行使によ  |
|             | リ交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)  |
|             | は、当初、未定であるが、2015年7月6日(月)の代表執行役 社長 兼 CEO又は代  |
|             | 表執行役 副社長 兼 CFOの決定に基づく算式により、2015年7月13日(月)から  |
|             | 2015年7月15日(水)までの間のいずれかの日(転換価額等決定日)に確定する。な   |
|             | お、当該算式において、転換価額等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普  |
|             | 通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)  |
|             | に乗じる値の範囲は、140%程度を目処とした一定の範囲により表示される。(注)1  |
|             | ただし、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(4)号又は本欄第3項に定めるところに   |
|             | より調整又は減額されることがある。   |
|             | 2 転換価額の調整   |
|             | (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社の発行  |
|             | 済普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に  |
|             | 定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換  |
|             | 価額を調整する。  |
|             | 交付株式数×1株あたりの払込金額  |
|             | 既発行株式数 + (15 ) (15 ) (16 ) (1 |
|             |   |
|             | MANOLI S ELIZANA VI J ELIZANA   |

新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整 後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)時価(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって 当社普通株式を引き受ける者を募集する場合(ただし、2015年6月23日開 催の取締役会における決議による委任に基づき行われた2015年6月30日の 代表執行役 社長 兼 CEOの決定に基づく、公募による新株式発行上限 87,200,000株及び第三者割当による新株式発行上限4,800,000株に係る募集 を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ロ)当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌 日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを 適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の 株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準 日の翌日以降これを適用する。
- (八)時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得請求権付株式等」という。)を発行する場合。調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。
- (二)上記(イ)乃至(八)にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日又は執行役により当該割当てが決定される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算出方法により、当該承認又は決定があった日より後に当社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については「(注)4 株式の交付方法」の規定を準用する。

調整前転換価額 - 調整後転換価額) × 当該期間内に交付され た株式数

株式数 =

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に定める特別配当を実施する場合 には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発 行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって 転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 時価 - 1 株あたり特別配当 時価

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の 最終の基準日における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的と なる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位 未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「特別配当」とは、2022年9月28日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金100万円)を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値(小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に25を乗じた金額とする。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る 会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の 翌月10日以降これを適用する。

(3)転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を 四捨五入する。

転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(1)号 (二)の場合は当該基準日)、(口)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五 入する。

新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日(応当日がない場合には当該日の前月末日とする。)における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(1)号又は第(4)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(4)本項第(1)号乃至第(3)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割を行うとき。

本号 のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由が 発生するとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく 調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響 を考慮する必要があるとき。

- (5)本項第(1)号乃至第(4)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(1)号 (二)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知及び公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 3 転換価額の減額

転換価額は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号 又は別記「償還の方法」欄第2項 第(3)号 若しくは に定める公告を行った場合、転換価額減額期間(以下に定義す る。)において、本項第(1)号乃至第(5)号に従って決定される転換価額に減額される (減額された転換価額を以下「減額後転換価額」という。)。

「転換価額減額期間」とは、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号 に定める公告を行った場合は、転換価額減額開始日(以下に定義する。)から当該組織再編行為の効力発生日の5取引日前の日までの期間をいい、別記「償還の方法」欄第2項第(3)号 又は に定める公告を行った場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。ただし、いずれの場合も、所定の期間の終了前に行使請求期間が終了する場合には、転換価額減額期間は行使請求期間の末日をもって終了する。

「転換価額減額開始日」とは、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号 又は別記「償還の方法」欄第2項第(3)号 若しくは に定める公告を行った日から5取引日以内の日で当該公告において当社が定める日をいう。

(1)別記「償還の方法」欄第2項第(2)号 に定める公告を行った場合の減額後転換価額 は、参照株価(本項第(2)号に定義する。)及び転換価額減額開始日に応じて下記の表 に従って決定される。

| 減額後転換価 | 額(円) |  |
|--------|------|--|
|        |      |  |

| 転換価額         | 参照株価  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 減額開始日        | 3,820 | 4,400 | 5,000 | 5,600 | 6,200 | 6,800 | 7,400 | 8,000 | 8,600 | 9,200 | 9,800 | 10,400 | 11,000 | 11,600 | 12,200 | 12,800 |
| 2015年 7 月23日 | 3,820 | 4,070 | 4,360 | 4,593 | 4,776 | 4,921 | 5,032 | 5,120 | 5,187 | 5,237 | 5,275 | 5,303  | 5,322  | 5,336  | 5,344  | 5,348  |
| 2016年 7 月23日 | 3,820 | 4,089 | 4,386 | 4,623 | 4,808 | 4,952 | 5,061 | 5,146 | 5,209 | 5,256 | 5,291 | 5,315  | 5,331  | 5,341  | 5,347  | 5,348  |
| 2017年 7 月23日 | 3,820 | 4,119 | 4,425 | 4,666 | 4,853 | 4,995 | 5,100 | 5,181 | 5,239 | 5,280 | 5,309 | 5,328  | 5,340  | 5,346  | 5,348  | 5,348  |
| 2018年7月23日   | 3,820 | 4,154 | 4,472 | 4,721 | 4,909 | 5,048 | 5,149 | 5,222 | 5,272 | 5,306 | 5,328 | 5,341  | 5,347  | 5,348  | 5,348  | 5,348  |
| 2019年 7 月23日 | 3,820 | 4,195 | 4,532 | 4,795 | 4,987 | 5,124 | 5,215 | 5,276 | 5,314 | 5,335 | 5,345 | 5,348  | 5,348  | 5,348  | 5,348  | 5,348  |
| 2020年7月23日   | 3,820 | 4,235 | 4,595 | 4,885 | 5,114 | 5,299 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348  | 5,348  | 5,348  | 5,348  | 5,348  |
| 2021年7月23日   | 3,835 | 4,296 | 4,676 | 4,958 | 5,161 | 5,310 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348  | 5,348  | 5,348  | 5,348  | 5,348  |
| 2022年 9 月28日 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348 | 5,348  | 5,348  | 5,348  | 5,348  | 5,348  |

(注) 上記表中の数値は、2015年6月24日(水)現在における見込みの数値であり、転換 価額等決定日に、当該日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ 及びその他の市場動向を勘案した転換価額減額開始日時点における本新株予約権付 社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

- (2)「参照株価」は、(イ)別記「償還の方法」欄第2項第(2)号 に定める各組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む。)が決議された日又は執行役により当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む。)が決定された日(決議又は決定の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本号において同じ。)がある取引日に始まる当該終値がある5連続取引日の当該終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。当該5連続取引日の期間中に転換価額が本欄第2項のいずれかの規定に従って調整された場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。
- (3)参照株価又は転換価額減額開始日が本項第(1)号の表に記載されていない場合には、減額後転換価額は、以下の方法により算出される。
  - (イ)参照株価が本項第(1)号の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は転換価額減額開始日が本項第(1)号の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、減額後転換価額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本項第(1)号の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。
  - (ロ)参照株価が本項第(1)号の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照株価 はかかる値と同一とみなす。
  - (八)参照株価が本項第(1)号の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照株価 はかかる値と同一とみなす。

ただし、減額後転換価額は、転換価額等決定日に代表執行役 社長 兼 CEO又は代表執行役 副社長 兼 CFOが決定する転換価額(以下「上限転換価額」という。)を上限とし、本項第(1)号の表及び本号(イ)乃至(八)の方法に従って算出された値が上限転換価額を超える場合には、減額後転換価額は上限転換価額とする。また、減額後転換価額は、転換価額等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)(以下「下限転換価額」という。)を下限とし、本項第(1)号の表及び本号(イ)乃至(八)の方法に従って算出された値が下限転換価額未満となる場合には、減額後転換価額は下限転換価額とする。

- (4)別記「償還の方法」欄第2項第(3)号 又は に定める公告を行った場合の減額後転換価額は、本項第(1)号乃至第(3)号記載の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照株価は、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある5連続取引日の当該終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。当該5連続取引日の期間中に転換価額が本欄第2項のいずれかの規定に従って調整された場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。
- (5)本新株予約権付社債の発行後、転換価額が本項のいずれかの規定に従って調整された場合には、本項第(1)号の表の減額後転換価額及び本項第(3)号(八)以下のただし書の減額後転換価額に関する各数値は、本欄第2項第(1)号乃至第(4)号により調整されるものとする。転換価額は、転換価額減額期間の末日の翌日以降、転換価額減額期間の初日の前日において有効であった転換価額(転換価額減額期間中に本欄第2項に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本欄第2項第(1)号乃至第(4)号により調整される。)に修正されるものとする。

| 新株予約権の行使により            | 金120,000,000,000円   |
|------------------------|---|
| 株式を発行する場合の株            |   |
| 式の発行価額の総額              |   |
| 新株予約権の行使により            | 1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格   |
| 株式を発行する場合の株式の発行の発売が終する | 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る大変なのの制題を、関記して批議の目的になる。            |
| 式の発行価格及び資本組<br>  入額    | る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を、別記「新株予約権の目的となる株                                   |
| 八祖                     | 式の数」欄記載の本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数で除<br>して得られる金額となる。                   |
|                        | 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金                                 |
|                        | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則                                   |
|                        | 第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額と                                  |
|                        | し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増                                   |
|                        | 加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とす                                   |
|                        | る。  |
| 新株予約権の行使期間             | 本新株予約権者は、2015年9月1日から2022年9月28日までの間、いつでも、本新株予約権                            |
|                        | を行使し、当社に対して別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める当社普通株式                                 |
|                        | の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることがで                                 |
|                        | きないものとする。   |
|                        | (1)当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日等でない日をい<br>う。以下同じ。)                     |
|                        | つ。以下回し。)<br>  (2)振替機関が必要であると認めた日  |
|                        | (2)旅音機関が必要であると認めた日<br>(3)別記「償還の方法」欄第2項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより2022年9月28日    |
|                        | 以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業                                   |
|                        | 日以降   |
|                        | (4)別記「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」(注)9に定めるところ                                |
|                        | により当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以                                   |
|                        | 降   |
|                        | (5)組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行                                |
|                        | 使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を                                   |
|                        | 超えないものとする。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、                                   |
|                        | かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間<br>本欄により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。 |
| <br>  新株予約権の行使請求の      | 1 新株予約権の行使請求受付場所  |
| 受付場所、取次場所及び            |   |
| 払込取扱場所                 | 2 新株予約権の行使請求取次場所  |
|                        | 該当事項なし  |
|                        | 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所   |
|                        | 該当事項なし  |
|                        | 4 新株予約権の行使請求の方法   |
|                        | (1)行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が                                 |
|                        | 本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機                                    |
|                        | 関(以下「直近上位機関」という。)を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要す                                    |
|                        | る事項として当社の定める事項を通知しなければならない。 (2) 行体誌求受付提所に対し行体誌求に要する事項を通知した老は、その後にれた物団オ    |
|                        | (2)行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回す<br>ることができない。                    |
| <br>  新株予約権の行使の条件      | 各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。  |
| 自己新株予約権の取得の            | 取得事由は定めない。  |
| 事由及び取得の条件              |   |
| 新株予約権の譲渡に関す            | 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権                                |
| る事項                    | 又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。   |
| 代用払込みに関する事項            | 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものと                                 |
|                        | し、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。   |
|                        |   |

組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項

当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継

- 1 当社は、当社が組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。)は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本欄第2項に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- 2 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
  - (1)承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする

- (2)承継新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
- (3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法 行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項第(4)号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額

承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号乃至第(4)号又は同欄第3項に準じた調整又は減額を行う。

- (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出 資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
- (6) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日(当社が別記「新株予約権の行使期間」欄第(5)号に定める 行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該 停止期間の末日の翌営業日のうちいずれか遅い日)から同欄に定める本新株予約権の 行使請求期間の末日までとする。

(7)承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (8) その他の承継新株予約権の行使の条件 各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。
- (9) 承継新株予約権の取得事由取得事由は定めない。
- (注) 1 転換価額の算式が決定された後、当該算式に関連する事項等を訂正した目論見書の訂正事項分(第1回訂正分)が交付されます。なお、その後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項(減額後転換価額、上限転換価額、下限転換価額及び基準配当金をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/news/2015.html)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が

交付され、新聞等による公表は行いません。また、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容 について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 2 本社債に付された本新株予約権の数
  - 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計120,000個の本新株予約権を発行する。
- 3 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

- 4 株式の交付方法
  - 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する 直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- 5 単元株式数の定めの廃止等に伴う取扱い 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」の 規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

# 2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

#### (1)【新株予約権付社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称                | 住所                              | 引受金額<br>(百万円) | 引受けの条件                          |
|---------------------------|---------------------------------|---------------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社                  | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号                | 60,804        | 1 引受人は、本新株予約権付<br>社債の全額につき連帯して  |
| SMBC日興証券株式会社              | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号               | 26,688        | 買取引受けを行います。<br>2 引受手数料は支払われませ   |
| 三菱UFJモルガン・スタ<br>ンレー証券株式会社 | <br>  東京都千代田区丸の内二丁目5番2号<br>     | 17,376        | ん。ただし、一般募集にお<br>ける価額(発行価格)と発    |
| 大和証券株式会社                  | <br>  東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号<br> | 11,640        | 行価額との差額(各社債の<br>金額100円につき金2.5円) |
| みずほ証券株式会社                 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号               | 3,492         | の総額は引受人の手取金と<br>なります。           |
| 計                         | -                               | 120,000       | -                               |

(注) 一般募集の共同主幹事会社は、野村證券株式会社、SMBC日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社であり、本新株予約権付社債を取得し得る投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、SMBC日興証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行います。

# (2)【新株予約権付社債管理の委託】

| 社債管理者の名称   | 住所                | 委託の条件  |
|------------|-------------------|--|
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 | 本新株予約権付社債の社債管理手数料については、社債管理者に期中において年間各社債の金額100円につき金2銭を支払うこととします。 |

# 3【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(百万円) | 発行諸費用の概算額(百万円) | 差引手取概算額(百万円) |  |  |
|--------------|----------------|--------------|--|--|
| 120,000      | 147            | 119,853      |  |  |

(注) 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額119,853百万円については、270億円を2016年6月末までにデバイス分野におけるカメラモジュール向けのライン構築に関する設備投資資金に、170億円を2016年3月末までにデバイス分野における新モデル対応や生産性改善等のために経常的にかかる投資資金に、70億円を2016年3月末までにデバイス分野における新規事業のための開発設備投資資金に、250億円を2015年12月18日に償還期限の到来する第20回無担保社債の償還資金に充当し、残額を2016年6月末までに返済期限を迎える長期借入債務の返済に充当する予定です。なお、具体的な設備投資については当社からの投融資を通じて子会社にて行う予定であり、当該設備投資の詳細は以下の通りです。

| 会社名                                       | 所在地                       | セグメントの | 記供の中容                              | 投資    | 予定額  | 資金調達方                 | 着手年月          | 完成予定年月    |
|---|---------------------------|--------|------------------------------------|-------|------|-----------------------|---------------|-----------|
| 事業所名                                      | 州住地<br>                   | 名称     | 設備の内容                              | 総額    | 既支払額 | 法                     | 有于午月<br> <br> |           |
| ソニーセミコンダク<br>タ(株)<br>熊本テクノロジーセ<br>ンター     | 熊本県<br>菊池郡<br>菊陽町         | デバイス事業 | カメラモジュール向けの<br>ライン構築に関する設備<br>投資   | 130億円 | -    | 新株予約権<br>一付社債発行<br>資金 | 2015年 5 月     | 2016年 6 月 |
| ソニー電子華南有限公司                               | 中華人民<br>共和国<br>広東省<br>広州市 | デバイス事業 | カメラモジュール向けの<br>ライン構築に関する設備<br>投資   | 140億円 | -    |                       | 2015年 5 月     | 2016年3月   |
| ソニーセミコンダク<br>タ(株)<br>長崎テクノロジーセ<br>ンター他3箇所 | 長崎県<br>諫早市等               | デバイス事業 | 新モデル対応や生産性改<br>善等のために経常的にか<br>かる投資 | 170億円 | 1    |                       | 2015年 5 月     | 2016年3月   |
| ソニーセミコンダク<br>タ(株)<br>熊本テクノロジーセ<br>ンター     | 熊本県<br>菊池郡<br>菊陽町         | デバイス事業 | 新規事業のための開発設<br>備投資                 | 70億円  | -    |                       | 2015年8月       | 2016年3月   |

# 第2【売出要項】

該当事項はありません。

# 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 1 オーバーパー(額面超過)での募集について

本新株予約権付社債の募集については、発行価額(各社債の金額100円につき金100円)にて引受人は買取引受けを 行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格、各社債の金額100円につき金102.5円)で一般募集を行います。

本新株予約権付社債を償還期限まで保有した場合又は前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」の「償還の方法」欄第2項第(2)号乃至第(4)号により本新株予約権付社債の繰上償還がなされる場合の償還金額は、各社債の金額100円につき金100円となりますので、償還金額は発行価格(各社債の金額100円につき金102.5円)を下回ることになります。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額につきましても、各社債の金額100円につき金100円となりますので、かかる額は本新株予約権付社債の募集における発行価格を下回ることになります。

# 2 ロックアップについて

本新株予約権付社債の募集に関連して、当該募集に関する引受契約の締結日(転換価額等決定日)に始まり当該募集に係る払込期日の翌営業日から起算して180日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、本新株予約権付社債の発行及びその転換による当社株式の交付、後記「3 新株式の発行について」に記載の新株式の発行、当社及び当社の関係会社の取締役、執行役及び従業員を対象とする新株予約権の発行、当社株式退職金制度に基づく当社の取締役及び執行役を対象とする当社株式の交付ならびに株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

#### 3 新株式の発行について

- (1) 当社は2015年6月23日(火)開催の当社取締役会における決議による委任に基づき、2015年6月30日(火)付の 代表執行役 社長 兼 CEOの決定によって、公募等による当社普通株式87,200,000株(上限)の発行及び第三者 割当による当社普通株式4,800,000株(上限)の発行を決定しております。
- (2)上記(1)に記載の公募等による当社普通株式の発行に関して、当社普通株式の海外市場(ただし、米国においては適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集(海外募集)が行われるため、当社は、海外の投資家向けに英文目論見書を作成しております。英文目論見書において「事業-ソニーの強み」及び「事業-ソニーの戦略」について大要以下の記載があります。本項において、「ソニー」とは、当社及び当社の連結子会社を指します。また、本項には、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本有価証券届出書提出日(2015年6月30日)現在において入手し得る情報にもとづいて判断したものです。

#### (1) ソニーの強み

#### ソニーのブランドカ

ソニーブランドは、様々な事業領域においてグローバルに認知されています。ソニーは、エレクトロニクス分野におけるイノベーションとデザイン性の高さで知られており、トリニトロン・テレビ、ウォークマン、CDプレイヤー、プレイステーション、ブルーレイディスク™レコーダー、積層型CMOSイメージセンサー等、世界中で使用される製品を発表してきました。ソニーは、先進技術を活用した製品を他社に先駆けて開発・販売することをめざしています。また、エレクトロニクス事業以外の事業においても、ソニーブランドは、長きにわたり、イノベーション及び顧客第一主義を体現してきました。例えば、その前身が1979年に創設され、現在、金融分野に属しているソニー生命保険㈱(以下「ソニー生命」という。)は、顧客を中心に据えたコンサルティングセールスモデルを通じて顧客の信頼を獲得し、2015年3月31日現在の保険保有契約高は合計40.9兆円にのぼります。ソニー損害保険㈱(以下「ソニー損保」という。)は、テクノロジーを有効活用し、インターネットを通じて費用対効果の高い自動車保険を消費者に提供しています。音楽分野と映画分野においても、ソニーが制作したコンテンツは認知度が高く、有名アーティストやメディア・フランチャイズ企業とグローバルに長期的な関係を保持しています。近時では、ソニーは、オリンパス株式会社との合弁を通じ、医療ソリューションの分野にも参入しています。ソニーの様々な分野におけるイノベーションの成功は、各分野における深い知識と専門性を有した才能豊かな従業員によって支えられています。

#### イメージセンサーにおける技術力

ソニーは、自社製品用と第三者への販売用の双方において、イメージセンサー開発に積極的に取組んでいます。 ソニーは、アナログ回路や論理回路を含め、60年以上にわたって半導体を開発してきており、CCDやCMOSイメージ センサー等の技術に関する深い知見を有しています。CCDを含む代替技術と比べ、CMOSイメージセンサーは、より 少ない部品で製造することができ、消費電力が低く、より低い製造コストで高速の反応速度を提供することが可能 です。その結果、CMOSイメージセンサーは、コンパクトさ、低消費電力性、高画質及び高機能が求められるスマートフォンへの使用によく適しています。スマートフォンに内蔵されるカメラの品質と機能性の急速な向上は、近年 のCMOSイメージセンサーの急速な市場拡大の主要なドライバーとなっており、株式会社テクノ・システム・リサー チ(以下「テクノ・システム・リサーチ」という。)の2015年6月の市場レポートによると、2014年のCMOSイメージセンサーのグローバル市場規模は87億ドルを上回りました。

ソニーは、一般消費者向けのデジタルスチルカメラにおいて裏面照射型CMOSイメージセンサーを他社に先駆けて発表し、また、画素センサーと信号処理のための論理回路部分を重ね合わせる「積層型」CMOSイメージセンサーを、他社に先駆けて発表し、現在量産している唯一の企業です。この重ね合わせ方式は、ソニーにとってはもちろん、イメージセンサーを組み込んだスマートフォンやその他の製品を製造する他社にとっても複数の利点をもたらしました。この方式によりソニーは、高機能のイメージセンサーを顧客の要望に応じてより早くカスタマイズし製造することができるようになったとともに、より効率的に論理回路部分の製造を外注できるようになり、また最終製品の製造者は、設計における柔軟性と高機能性を享受しています。ソニーは、高品質なCMOSイメージセンサーを、日本の3箇所の製造工場において安定的に生産することができ、自らの技術革新と製造ノウハウを組み合わせることにより、主要なスマートフォンメーカーとの緊密な関係を確立することができると考えています。テクノ・システム・リサーチの2015年6月の市場レポートによると、ソニーの2014年におけるCMOSイメージセンサーのグローバル市場における推定シェアは金額ベースで約40%であり、スマートフォン向けのCMOSイメージセンサーの平均販売価格は、競合他社のそれを大きく上回っています。同レポートによると、携帯電話向けに使用される8メガピクセル超のCMOSイメージセンサーについて、ソニーの2014年における市場シェアは金額ベースで66%でした。

#### プレイステーション・プラットフォームの進化

2013年11月に発表されたプレイステーション4(以下「PS4™」という。)本体は、歴代過去最速で2千万台の実売台数に達しており、その前身であるプレイステーション3(以下「PS3®」という。)に比べ、PlayStation®Plus などのサービスへの加入率も高くなっています。PS4™本体は、歴代PlayStation®や競合製品に比べ、スピードと画像解像度においてより高い性能を発揮できるような設計となっており、またPS3®本体と比較すると、ゲーム用ソフトウェア開発者にとってより高性能のインターフェースを提供しています。このことは、ソニーとゲーム用ソフトウェア開発者との関係構築に寄与し、魅力的なソフトウェア・コンテンツの獲得に貢献しています。ソニーはまた、ユーザーのためのプレイステーションのエコシステム全体を改善するとともに、ユーザーの囲い込みと安定的な収益確保を目的としてネットワークサービスを拡大しています。無料オンライン・サービスであるPlayStation®Networkに2014年12月中に1回以上ログインしたユーザー数は、のべ6,400万アカウントに達しました。ユーザーはまた、2015年1月2日時点において1,090万アカウントの登録ユーザーを有するPlayStation®Plusを通じてオンラインゲームを、PlayStation™Vueを通じてマルチチャンネルインターネットテレビサービスを、定額課金形式で楽しむこともできます。これらのサービスを通じ、ゲーム&ネットワークサービス分野に含まれるネットワークサービス事業の売上高は、2013年度の2,000億円から、2014年度においては3,510億円に増加しました。

#### グローバル・エンタテインメント市場におけるプレゼンス

ソニーは、グローバル・エンタテインメント市場において、幅広いメディアを通じた事業に積極的に取組んでいます。映画分野において、ソニーは、映画製作事業をグローバルに展開しており、「スパイダーマン」や「メン・イン・ブラック」等のシリーズ大ヒット作品から、アニメーションや低コスト映画に至るまで、幅広いコンテンツを製作しています。新たな製作のためには、しばしば相当な初期投資を要するものの、ソニーのフィルム・ライブラリは、映画館やDVD販売、有料テレビ、ビデオ・オンデマンド・サービスを含むチャネルを通じ、長期の収入源を生み出しています。ソニーはまた、堅調かつ独立したテレビ制作事業を有し、テレビ放送局やケーブルテレビ、インターネットチャンネル等の幅広く多様なプラットフォームに向けて制作済コンテンツを販売しています。ソニーはまた、2014年度に1,896億円の売上高を計上したメディアネットワーク事業(同年度の映画分野全体の売上高は8,763億円)を世界規模で重点的に成長させており、テレビとデジタルネットワークの運営に注力しています。音楽分野においては、ソニーは、才能あるアーティストの育成に実績があり、Music&Copyrightの年次調査(2015年4月公表)によると、2014年におけるレコード音楽の販売高は、グローバル市場で2位であり、また、音楽出版においては、2014年におけるレコード音楽の販売高は、グローバル市場で2位であり、また、音楽出版においては、2014年におけるノコード音楽の販売高は、グローバル市場で2位であり、また、音楽出版においては、2014年におけると、ソニーが出資している2社の音楽出版会社における各収入の合計は世界首位

でした。ソニーは、パッケージメディアからデジタル配信への移行(特に、音楽配信サービス)に継続的に対応しており、収益の改善に取り組んでいます。さらに、日本における音楽事業では、音楽・映像関連商品のソリューション提供(ディスク製造、パッケージ制作、ロジスティクス等)や、アニメーション作品の制作及び販売を行っております。これらの事業活動を通じ、ソニーは着実に、様々なエンタテインメント事業を確立することに成功しています。

マネジメントチームによる強いコミットメント

ソニーのマネジメントチームは、ソニーの事業に関する豊富な経験を有し、ソニーグループの改革に注力しています。ソニーは、エレクトロニクス事業の構造改革に注力してきました。本社及び全世界の販売会社の構造改革の取組みは、2015年度において、2013年度対比で、1,000億円以上の年間固定費の削減をもたらすと予想されています。ソニーはまた、PC事業の収束を決定したことを2014年2月に公表し、2014年7月にPC事業の譲渡を完了しました。ソニーはまた、2014年に、自立性と説明責任を向上させるため、テレビ事業の分社化を行いました。技術的な強みとデザイン上の強みを生かしたプレミアムモデルに焦点を当てることで、テレビ事業は、2014年度において営業黒字を計上しました。

#### (2) ソニーの戦略

2015年2月18日付で、ソニーは、株主資本利益率(以下「ROE」という。)を最も重視する経営指標と位置付ける中期経営計画を公表しました。高収益企業への変革と、2017年度においてROE10%以上を達成するために、ソニーは、以下に掲げる事業運営の基本方針を定めました。

- ・一律には規模を追わない収益性重視の経営
- ・各事業ユニットの自立と株主視点を重視した経営
- ・事業ポートフォリオの観点から各事業の位置づけを明確化

中期経営計画にもとづき、事業の特性及び市場環境などを踏まえ、ソニーの各事業を「成長牽引領域」「安定収益領域」「事業変動リスクコントロール領域」と位置づけた上で、ソニーグループ全体のROE目標に紐付いた事業ごとの投下資本利益率(「ROIC」)の目標値を設定し、収益性と効率性を明確に重視した運営を行います。その分類は、以下のとおりです。

成長牽引領域 ソニーは、デバイス分野、ゲーム&ネットワークサービス分野、映画分野及び音楽分野を、今後3事業年度にわたり成長を牽引していく領域と位置付け、成長に向けた施策の実行とこの領域への資本投下を行い、それによって売上成長と利益拡大をめざしていきます。

安定収益領域 イメージング・プロダクツ&ソリューション分野及びビデオ&サウンド事業は安定収益領域として、着実な利益計上とキャッシュ・フローの黒字化に重点をおきます。この領域では、市場全体の成長は見込めないものの、コモディティ化しにくい一定規模の市場において、新たな高付加価値製品の提案を引き続き行っていきます。この領域における既存の技術アセットを活用し、大規模な投資は行わず、固定費の最適化や在庫コントロールの強化により、ソニーはこの領域の利益の最大化を図ります。

事業変動リスクコントロール領域 テレビ事業及びモバイル・コミュニケーション分野においては、事業の変動性 や競争環境を踏まえ、リスクの低減と利益の確保を最優先とした事業運営を行います。価格競争が激しく、コモディティ化が進んでいる市場ではあるものの、ソニーの技術やデバイスにより、製品のさらなる付加価値向上をめざします。対象とする地域や製品を厳選することにより、投下資本を抑え、安定した利益を確保できる事業構造の構築をめざします。また、ソニーは、事業環境の変化に応じ、これらの分野において、他社との提携などの選択肢を継続して検討していきます。

金融分野については、生命保険、損害保険、銀行及び介護の各事業において、今後も高品質なサービスを提供していくことで、高い顧客満足度を実現し、持続的かつ安定的な業容拡大と利益成長をめざします。

中期経営計画にもとづく具体的な取組みには、以下が含まれます。

生産能力とさらなる研究開発への投資によりCMOSイメージセンサー市場におけるソニーのリーディングポジション を強化します

ソニーは、デジタル一眼レフ(DSLR)カメラ、ミラーレスカメラ、プロフェッショナル向け及び一般消費者向けビデオカメラならびにスマートフォン等の製品に搭載されているイメージセンサー技術の革新を続けています。テクノ・システム・リサーチの2015年6月の市場レポートによれば、全世界のスマートフォンの販売台数は2014年から2017年に9%の累積平均成長率で増加することが見込まれています。スマートフォン市場において、カメラ機能は他社との差異化を図る主要な要因です。とりわけ、「セルフィ」(自分撮り)を容易にする高品質の前面と背面へのカメラの搭載や、静止画及び動画の取り込みについて高い解像度と優れた性能を求める消費者の要望が高まっています。同レポートにおいて、テクノ・システム・リサーチは、スマートフォンの背面カメラの半数以上が、2016年までに13メガピクセル以上の解像度を有することになると予測しています。

需要の増大に対応するため、ソニーは、CMOSイメージセンサーの生産能力を伸ばし、イメージセンサー全体として、2014年11月現在の300mmウエー八換算で月に約60,000枚から、2015年8月末までに月に約68,000枚に、さらに2016年9月末までに月に約87,000枚に段階的に拡大するため、追加投資を行う予定です。これらの投資を通じて、ソニーは、ソニーの積層型CMOSイメージセンサーを内蔵した高性能カメラモジュールを利用するスマートフォン製造業者とのパートナーシップを引き続き発展させることによって、そのリーディングポジションを確固たるものとすることをめざします。また、ソニーは、研究開発への投資も継続していきます。例えば、新たな画素構造を適用することで、高画質とセンサーの小型化を可能とする新たな光分離技術を利用することや、信号ノイズを除去するために、原子レベルでメタル汚染を抑制するための製造ノウハウを利用することなどが挙げられます。

ソニーのCMOSイメージセンサーは、静止画や動画を撮影するデジタルカメラならびに自動車安全装置システム、 監視カメラ及び医療用画像等の高画質処理が必要となる他の用途においても重要な要素です。ソニーは、このよう な他の用途について積極的な開発努力を継続する予定です。

プレイステーションのプラットフォームを用いて、ユーザーにとっての魅力を高めるとともに、多様な収益スト リームを創出します

ソニーは、プレイステーションのエコシステムをさらに強化することによって、歴代のプレイステーションシリーズの実績とともに、PS4™の成功を最大限活かしていく予定です。ゲーム&ネットワークサービス分野は、ゲームストリーミングや高品質のメディア配信等を通じて、ハードウェアの販売収入だけでなく、サブスクリプション型サービスやその他のコンテンツの配信による追加収入の確保を引き続きめざしてまいります。例えば、加入者の拡大を図るために、無料ゲーム、オンラインマルチプレイ対応ロールプレイングゲーム及びオリジナルビデオコンテンツ等の提供を通じて、PlayStation®Plusの魅力を高めていく予定です。また、クラウド型テレビサービスであるPlayStation™Vueにおいて、直感的で高い操作性を有するユーザーインターフェースや、ユーザーフレンドリーであるシンプルな加入形態を通じて、加入者による支払金額の増加をめざします。ソニーは、上記特徴は、特にPS3®及びPS4™の合計実売台数が3,500万台以上に及ぶ米国において、伝統的なケーブルTV衛星放送との差別化要因となるものと考えています。また、ソニーは、NetflixやHulu Plus等のサービスを視聴するために据置型ゲーム機を使用する顧客からの広告収入の獲得を引き続きめざしてまいります。

様々な分野において安定収益を確保するための取組みを推し進めます

ソニーは、2018年度以降も安定的な高収益を達成することをめざして、様々な分野において確かな顧客基盤とビジネス・プラットフォームをもとに、安定収益創出能力の確保に努めます。ソニーは、サブスクリプション型事業及びリカーリング型事業の強化を図ります。その具体例としては、以下が挙げられます。

・イメージング・プロダクツ&ソリューション分野 DSLRカメラとミラーレスカメラ市場の成長は見込めませんが、ソニーは、高品質で便利な交換レンズを提供するためソニーの製造・設計上の強みを利用することが、長期的な利益機会につながると考えています。ソニーは、ソニー製レンズの販売を支える強力なユーザー基盤を確立するため、静止画や動画を撮影するカメラを対象とした単一の交換レンズのマウントシステムを開発してきました。ソニーは、ソニー製レンズの魅力を高めるため、超高解像度イメージセンサーや、ソニーのビデオ製品からのノイズレスズーム機能等、プロフェッショナル向けに開発されたソニーの技術を活用していきます。こうした取組みを通じて、ソニーは広範囲の顧客に向けて価値を創造するため、強力に差異化されたレンズのラインナップを構築しています。

- ・映画分野 映画分野においては、当社の完全子会社であるSony Pictures Entertainment Inc.がソニーのメディアネットワーク事業への投資を進めてきました。ソニーのメディアネットワーク事業には、テレビとデジタルネットワークの運営が含まれます。これには、例えば、インドにおいてMulti Screen Media Private Limitedが運営するケーブルテレビネットワークや米国及びカナダの8千万世帯が加入するGame Show Network,LLCが含まれます。メディアネットワーク事業は、ソニーが制作したコンテンツの潜在的な販売チャネルとしても機能する一方で、受信契約料や広告の形態を通じて、安定的な収益を生み出すことを目標としています。ソニーは、メディアネットワーク事業において、引き続き、さらなる成長の機会を追い求めます。ソニーはまた、「ブレイキング・バッド」や「ブラックリスト」などのテレビ制作番組におけるヒットシリーズにつき、販売チャネルの最大化や関連商品・シリーズの展開などを通じてその成功を最大限活かすことをめざします。
- ・音楽分野 音楽分野においては、パッケージメディアやデジタルダウンロード市場は今後引き続き縮小すると予測されますが、ソニーは、様々なストリーミングサービス提供業者に対して音楽コンテンツを提供することによって、成長する音楽ストリーミング市場 (特に定額利用市場)へ注力してまいります。ソニーは、ライブやアニメーションなどの音楽関連産業に進出することによって収益ストリームを分散するとともに、新たな音楽アーティストの発掘・育成のための投資を引き続き行い、音楽カタログを拡大する予定です。
- ・金融分野 金融分野においては、ソニー生命の個別コンサルティングモデルも、継続的な販売機会をもたらす顧客との長期的な関係の構築に寄与しています。ソニー生命は、2014年度に4.8兆円の新契約高を記録しましたが、これは日本における民間生命保険会社の中では二番目に高い金額であり、同社としては過去最高額となりました。ソニー損保及びソニー銀行㈱も顧客との関係を深めるため、そのサービスと商品を継続して拡大しています。

ソニーは、収益性強化を目的とした重点施策を通じ、ソニーの強みを活かしながらテレビ事業とモバイル・コミュニケーション分野における事業変動リスクを管理します

ソニーのテレビ事業とモバイル・コミュニケーション分野の業績は厳しい競争による影響を受けてきましたが、これらの領域においてプレミアムな製品を届けるため、ソニーは、引き続き技術とデザインの革新をめざします。コスト削減のための構造改革や重点化製品戦略の遂行によって、ソニーは、収益性を重視しながらこれらの事業を運営していきます。ソニーは、2014年に、テレビ事業を分社化して子会社とし、競争力のあるコスト構造の構築とプレミアムな4K製品の販売に重点をおきました。こうした継続的な取組みの結果として、テレビ事業は2014年度に営業黒字を計上しました。ソニーは、今後のテレビ事業において、コスト削減を継続し、プレミアムな製品の販売割合を増加させる予定です。モバイル・コミュニケーション分野では人員削減を行い、経費削減、意思決定の迅速化、部門間連携の強化を目的とした簡素化及び重複防止のための事業構造の合理化を進めています。ソニーは、収益性をあげることを目標として地域別に販売及びマーケティング戦略を策定するとともに、テレビ事業と同様に、ソニーの技術力を示すプレミアムモデルを中心とした製品戦略を採用します。

#### マネジメントによる改革

コスト削減対策や、負債の削減や今回の資金調達を通じてソニーの財務基盤を強化することにより、ソニーグループは、成長を遂げるための投資を行う態勢を整えます。持続的な収益性確保のためには資本の効率的な配分が重要であると認識し、ソニーはROEをグループの最も重視する経営指標としました。高収益企業への変革を実現するため、ソニーはその組織体制と経営チームを再編しました。ソニーの各事業において、ソニーは以下を徹底して実施します。

- ・結果責任及び説明責任の明確化
- ・持続的な利益創出を念頭においた経営方針
- ・意思決定過程の迅速化と事業競争力の強化

これらの目標を達成するため、ソニーは、現在当社内の事業部門となっている事業を、順次、分社化していくことを計画しています。昨年のソニーのテレビ事業の分社化に続き、ソニーはビデオ&サウンド事業を独立した完全子会社として分社化することを計画しており、その後その他の事業に関しても分社化に向けた準備を進めていく予定です。この再編において、ソニーは多様な経験を有する人材と自立的な経営ができる人材を登用します。

EDINET提出書類 ソニー株式会社(E01777)

有価証券届出書(参照方式)

ソニーの中期経営計画における取組み及び目標は、マネジメントの経営目標を表す将来予想に関する記述です。これらの取組みを実施し、定められた目標を達成するソニーの能力は、本有価証券届出書(その参照書類を含みます。)のその他の部分に記載されたものを含む、リスク及び不確実性の影響を受けます。ソニーの中期経営計画は2015年2月に発表され、多くの前提、意見及び期待に基づいています。例えば、中期経営計画における目標額は、一定の外国為替レートを前提としています。さらにこの戦略は、公募等による当社普通株式の発行及び本新株予約権付社債の募集の実施に係るソニーの決定前に策定されました。したがって、これら又はその他の将来予想に関する記述を過度に信頼すべきではありません。

# 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

# 第4【その他の記載事項】

特に転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴ SONY を記載いたします。
- ・表紙裏に、以下の内容を記載いたします。

転換価額の算式が決定された後、当該算式に関連する事項等を訂正した目論見書の訂正事項分(第1回訂正分)が交付されます。なお、その後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項(減額後転換価額、上限転換価額、下限転換価額及び基準配当金をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/news/2015.html)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

・表紙の次に、以下の「会社概要」から「経営方針」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

# 会社概要

# 会社概要

■ 会社名 ソニー株式会社(SONY CORPORATION)

設立 1946年(昭和21年)5月7日本社所在地 東京都港区港南1丁目7番1号

■ 代表執行役 代表執行役 社長 兼 CEO 平井 一夫

代表執行役 副社長 兼 CFO 吉田 憲一郎

連結従業員数 131,700名(2015年3月31日現在)

資本金7,070億円(2015年3月31日現在)

■ 上場証券取引所 東京、ニューヨーク

# 主要な連結経営指標の推移

(単位:億円)

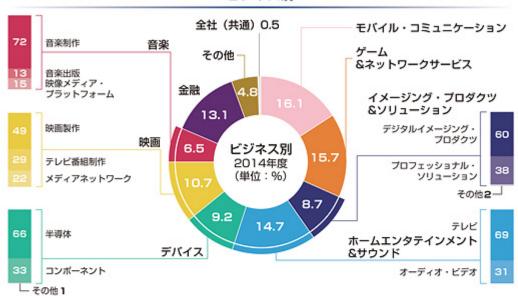
|        | 売上高    | 営業利益  | 当社株主に帰属する<br>当期純利益 | 総資産額    | 純資産額   |
|--------|--------|-------|--------------------|---------|--------|
| 2010年度 | 71,776 | 1,967 | △2,613             | 129,146 | 29,262 |
| 2011年度 | 64,931 | △657  | △4,550             | 132,997 | 24,817 |
| 2012年度 | 67,955 | 2,265 | 415                | 142,110 | 26,720 |
| 2013年度 | 77,673 | 265   | △1,284             | 153,337 | 27,831 |
| 2014年度 | 82,159 | 685   | △1,260             | 158,343 | 29,285 |

<sup>(</sup>注)当社の連結計算書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法(米国会計原則)によって作成されています。なお、本頁の「会社概要」及び次頁以降の「事業内容」において、「売上高」は連結計算書類における「売上高及び営業収入」を指しております。

# 事業内容

# 売上高構成比

# ビジネス別



(注) ビジネス別の売上高構成比は、外部顧客に対する売上高にもとづいて算出したものです。

#### 地域別



- 日本、米国及び中国以外の各区分に属する主な地域
- 欧州: イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、スペイン、スウェーデン
- アジア・太平洋地域:インド、韓国、オセアニア
- その他地域:中近東/アフリカ、ブラジル、メキシコ、カナダ
- (注1) 地域別の売上高構成比は、外部顧客に対する売上高にもとづいて算出したものです。
- (注2) 地域別の売上高構成比は、顧客の所在地別に表示されています。

# 主要な事業内容

#### Fバイル・コミュニケーション

主として携帯電話の製造・販売 などを行っています。



#### ゲーム&ネットワークサービス

主として家庭用ゲーム機の製造・販売、ソフトウエアの制作・販売、ネットワークサービス事業などが含まれます。



©2013 Sony Computer Entertainment Inc. All rights reserved. Design and specifications are subject to change without notice.

#### イメージング・プロダクツ&ソリューション

主としてコンパクトデジタル カメラ、ビデオカメラ、レン ズ交換式一眼カメラを主要製 品とするデジタルイメージン グ・プロダクツ事業、及び放 送用・業務用機器を主要製品 とするプロフェッショナル・ ソリューション事業が含まれ ます。





#### ホームエンタテインメント&サウンド

主として液晶テレビ を主要製品とするテ レビ事業、及び家庭 用オーディオ、ブルー レイディスクブレー





ヤー/レコーダー、メモリ内蔵型携帯オーディオを 主要製品とするオーディオ・ビデオ事業が含まれます。

#### デバイス

主としてイメージセンサーを 主要製品とする半導体事業、 及び電池、記録メディア、デー 夕記録システムを主要製品と するコンボーネント事業が含 まれます。



#### 映画

主として映画製作、テレビ番組制作、 メディアネットワーク事業を行って います。



#### 音楽

主として音楽制作、音楽出版、映像メディア・ブラットフォーム事業を行っています。

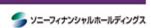


SonyMusic Sony/ATV



# 金融

主として日本市場に おける生命保険及び 損害保険を主とする 保険事業ならびに銀 行業を行っています。







# その他

インターネット関連サービス事業、PC事業、メディカ ル事業、ディスク製造事業等の様々な事業活動から構 成されています。

# 経営方針

# 事業運営の基本方針

- 一律には規模を追わない収益性重視の経営
- 各事業ユニットの自立・株主視点の重視
- 各事業の位置付けの明確化

株主資本利益率(ROE)を最も重視する経営指標に据え、 高収益企業への変革を進めてまいります。

# 中期計画のテーマ

第1次 (2012~2014年度)

「ソニーの変革」



第2次(2015~2017年度)

「利益創出と成長への投資」

# 事業ポートフォリオの位置付け

1. 成長牽引領域









デバイス分野、ゲーム&ネットワークサービス分野、映画分野、音楽分野を、2015年度から3年間の当社の利益成長を牽引していく領域と位置付け、成長に向けた施策の実行と積極的な資本投下を行い、それによって売上成長と利益拡大をめざしていきます。

# 2. 安定収益領域





イメージング・プロダクツ&ソリューション分野、ビデオ&サウンド事業は安定収益領域 として、着実な利益計上とキャッシュ・フロー創出を重視した経営を行います。

# 3. 事業変動リスクコントロール領域





テレビ事業、モバイル・コミュニケーション分野においては、事業の変動性や競争環境を 踏まえ、リスクの低減と利益の確保を最優先とした事業運営を行います。

なお、金融分野については、生命保険、損害保険、銀行、介護の各事業において、今後も 高品質なサービスを提供していくことで、高い顧客満足度を実現し、持続的かつ安定的な 業容拡大と利益成長をめざします。

# 安定した高収益創出のための「リカーリング型事業」の強化

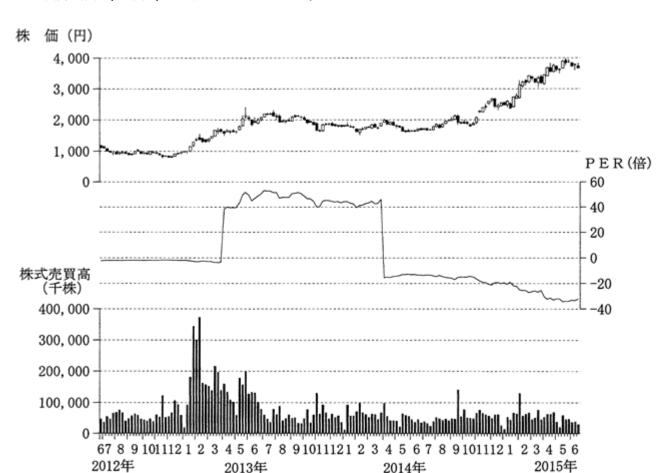
2018年度以降も安定的に高収益を生み出すため、既にゲーム事業や金融分野で成功している安定した顧客基盤やブラットフォームをベースとした「リカーリング型事業モデル」を、ネットワークサービス事業、映画分野におけるメディアネットワーク事業、及びデジタルイメージング事業における交換レンズ、アクセサリーなどにおいてさらに強化していきます。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

#### (株価情報等)

#### 1 【株価、PER及び株式売買高の推移】

2012年6月25日から2015年6月19日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、PER及び株式 売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注)1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
  - ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
  - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
  - 2 PERの算出は、以下の算式によります。

PER(倍) = 週末の終値 基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純損益

2012年6月25日から2013年3月31日については、2012年3月期有価証券報告書の2012年3月期の連結財務諸表の基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純損失を使用。

2013年4月1日から2014年3月31日については、2013年3月期有価証券報告書の2013年3月期の連結財務諸表の基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益を使用。

2014年4月1日から2015年3月31日については、2014年3月期有価証券報告書の2014年3月期の連結財務諸表の基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純損失を使用。

2015年4月1日から2015年6月19日については、2015年3月期有価証券報告書の2015年3月期の連結財務諸表の基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純損失を使用。

(2012年3月期、2014年3月期及び2015年3月期は基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、PERはマイナスとなっております。)

#### 2 【大量保有報告書等の提出状況】

2014年12月30日から2015年6月24日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

#### 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

# 第三部【参照情報】

## 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(2014年度)(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日) 2015年6月23日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2015年6月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2015年6月26日に関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2015年6月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2015年6月30日に関東財務局長に提出

(注) なお、発行価格等決定日に本3の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

# 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2015年6月30日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2015年6月30日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 「事業等のリスク 1

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあると考えております。なお、当該事項は、本書提出日現在において入手し得る情報にもとづいて判断したものです。

## (1) ソニーはエレクトロニクス事業を中心に一層激化する競争を克服しなければなりません。

ソニーのエレクトロニクス事業は、新規参入を含む競合他社と、価格や機能を含む様々な要素で競い合っています。イメージセンサーのように、現在圧倒的な競争力を持つ分野においても競合他社がソニーの技術力に追い付き、その優位性を保てなくなる可能性もあります。また、コンスーマーエレクトロニクス事業においては、変化し一層多様化する消費者の嗜好に訴求する製品を作るため、あるいは、消費者の多くがソニーと同種の製品をすでに所有しているという状況に対処するために、ソニーはより優れた技術を開発し、消費者の嗜好を予測し競争力ある価格と特長を持った、魅力的で差異化された製品を迅速に開発する必要があります。ソニーは、様々なコンスーマー製品において、一層激化する競合企業との価格競争、小売業者の集約化及び製品サイクルの短期化による価格低下圧力の高まりに直面しています。ソニーの業績は、変化し一層多様化する消費者の嗜好に合った製品を、効率的に開発し、様々な販売チャネルを通じて、競争力のある価格で提供し続けるソニーの能力に依存しています。もし、ソニーが技術的、あるいはその他の競争力を持つ分野においてその優位性を保てなくなる場合、ソニーのコンスーマー製品に対して頻繁に影響を及ぼす価格下落について効果的に予測し対応できない場合、既存の事業モデルあるいは消費者の嗜好が変化した場合、又はコンスーマー製品の平均販売単価の下落スピードが製造原価削減のスピードを上回った場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) ソニーは、競争力を維持し消費者の需要を喚起するため、新製品、半導体やコンポーネント、及びサービスの頻繁な導入及び切り替えを適切に管理しなければなりません。

ソニーは、非常に変化が激しく厳しい競争環境におかれているコンスーマーエレクトロニクス製品やネットワークサービス、ならびに携帯電話業界において、成熟市場及び成長市場の両方で、製品、イメージセンサーなどの半導体やコンポーネント、サービス、及び技術を導入し、これらを拡充することにより、消費者の需要を喚起し続けていく必要があります。新製品、半導体やコンポーネント、及びサービスの導入及び切り替えの成功は、開発をタイムリーにかつ成功裡に完了させること、市場における認知度、ソニーが効果的なマーケティング戦略を企画・実行する能力、ソニーが新製品や生産立ち上げにともなうリスクを管理できる能力、新製品のためのアプリケーションソフトウエアが入手できること、予測される製品需要に沿って購入契約や在庫水準を効果的に管理できること、予測される需要を満たす適正な数量及びコストの製品を確保できること、導入初期における新製品、半導体やコンポーネント、及びサービスの品質その他の問題に関するリスクなど、数多くの要素に依拠しています。また、競争力を維持するためには、ソニーが、技術革新に対応し、既存の製品やサービスの機能を統合・強化した製品やサービスの機能を統合・強化した製品やサービスの頻繁な導入及び切り替えを適切に管理できない場合、ソニーの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新しい製品やサービスへの消費者の需要のシフトが、ソニーの既存の製品やサービスの売上に悪影響を与える可能性があります。

技術革新にともない、新しい製品やサービスに消費者の需要がシフトした結果、ソニーが強みを持つ製品やサービスの市場が縮小することがあります。例えば、近年、イメージセンサーやプロセッサ、メモリなどのコンポーネント技術やモバイル製品向けのS技術の向上や、大容量通信インフラ及びネットワークやクラウドサービスなどの技術の進化・拡大に加えて、ダウンロードアプリケーションやソーシャルメディアが進化した結果、それまで別個の製品として購入されてきた携帯用音楽プレーヤーや家庭用ビデオカメラ、コンパクトデジタルカメラならびに携帯用ゲームハードウエアなどからスマートフォンへの需要がシフトし、同様にPCや携帯用ゲームハードウエアからタブレット端末へ需要がシフトしています。その結果として、ソニーはPC事業を2014年7月に譲渡しました。スマートフォンやそれに組み込まれるイメージセンサーといった製品についても、顧客の嗜好の変化や新しく競争力のある技術の導入によって、現在の旺盛な需要が継続するという保証はありません。このような状況において、ソニーは、魅力的な新しい製品やサービスを提供するとともに、既存の製品やサービスの付加価値向上を継続して図ることで消費者の需要の変化に対応する必要があります。ソニーがこれらの製品やサービスを提供できない場合、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。

- (4) ソニーは、より高度に専門化した企業や経営資源において優位性を有する企業との競争にさらされています。 ソニーは、業種の異なる複数のビジネス分野に従事しており、さらにそれぞれの分野において数多くの製品・サービス部門を有するため、大規模な多国籍企業から、数少ないビジネス領域に特化し高度に専門化した企業にいたるまで、業界の既存企業や新規参入企業など広範囲な他企業と競争しています。加えて、ソニーの外部委託生産パートナーが、現在ソニーの供給業者として生産している製品の市場に自社ブランドで参入し、当該市場で競合相手となる可能性もあります。また、既存の及び潜在的な競合他社がソニーより高度な財務・技術・労働・マーケティング資源を有する可能性があり、いくつかの事業領域で競合他社と同程度の資金投入や投資もしくは製品の値下げを行うことができない可能性もあります。さらに、ソニーの金融分野における各社は、財務、マーケティングなどの経営資源において優位性を有する競合他社と有効に競争できない可能性があります。このように、既存及び新規参入の競合他社に対して効率的に対応できない場合、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。
- (5) ソニーの研究開発投資が想定した成果をもたらさない可能性があります。

ソニーは、消費者の嗜好の変化や急速な技術革新という特徴をもつ厳しい市場で競争しています。技術革新が進み、技術的な模倣が比較的に容易になったことにより、新しい製品やサービスが陳腐化するスピードが早まり、熾烈な競争と継続的な価格下落につながる傾向が強まっています。このような環境の下、ソニーは、製品の競争力を強化するため、特にイメージセンサー及びゲーム&ネットワークサービス(以下「G&NS」)分野といった成長分野において、高水準の研究開発投資を継続的に行っている一方で、成熟していると考えられる、あるいは成長余地が限られている市場における費用を抑制する予定です。しかしながら、ソニーが成長市場を特定し、その市場の主たる傾向を成功裡に評価できる保証はなく、このような研究開発投資が革新的な技術を生み出さなかったり、想定した成果を十分迅速にもたらさなかったり、又は競合企業が技術開発に先行する可能性があります。その結果、市場のニーズに合った競争力のある新製品やサービスをタイムリーに商品化できない場合、ソニーの業績及び評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) ソニーの事業構造の変革は多額の費用を必要としますが、その目的が達成できない可能性があります。

ソニーは、収益性、事業の自立性、株主価値、事業ポートフォリオ全体の中で明確に定義された各事業の位置づけに焦点を当てた経営体質強化施策を継続して実施しています。ソニーは2012年度、2013年度及び2014年度にそれぞれ775億円、806億円及び980億円の構造改革費用を計上しました。2015年度には、約350億円の構造改革費用を計上する見込みですが、景気後退の影響や、事業売却を含む不採算事業からの撤退などにより、追加的にもしくは将来において多額の構造改革費用を計上する可能性があります。これらの構造改革費用は、主として、売上原価、販売費及び一般管理費、又はその他の営業損益(純額)に計上され、ソニーの営業損益及び当社株主に帰属する当期純損益に悪影響を及ぼします(「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『20 構造改革にかかる費用』参照)。ソニーは、製造オペレーションの合理化、低コスト国への生産移管・集約、外部委託生産の活用に継続的に取り組んでいます。また、ソニーはグループ全体の販売費及び一般管理費の削減、間接部門及び情報処理業務の外部委託化、セールス&マーケティング、生産、物流、調達、品質、研究開発などの機能にわたって、ビジネスプロセスの最適化に向け継続的に取り組んでいます。

内的又は外的な要因により、前述の構造改革施策による効率性の向上及びコスト削減が予定どおり実現しない可能性があり、また構造改革による効果が現れたとしても市場環境の予想以上の悪化により、収益性の改善が予定している水準に達しない可能性もあります。構造改革の目的達成を妨げ得る内的な要因には、構造改革計画の変更、利用可能な経営資源を効果的に用いて構造改革を実行できないこと、事業部門間の連携ができないこと、新しい業務プロセスや戦略の実行の遅れ、構造改革実施後のビジネスオペレーションを効果的に管理及び監視できないこと、などがあります。一方、外的な要因には、例えば、労働規制、労働組合との間の協約、及び日本における労働慣行を含む地域ごとの法律や規制上の制約による、追加的又は予期せぬ負担などがあり、これらの影響により、ソニーが構造改革を計画どおりに実行できない可能性があります。構造改革プログラムを完全に成功裡に実行できない場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。加えて、構造改革費用の支出により、営業キャッシュ・フローが減少する可能性があります。

(7) ソニーによる買収、第三者との合弁ならびに出資は成功しない可能性があります。

ソニーは、技術獲得や効率的な新規事業開発のため、又は事業の競争力強化のため、買収、第三者との合弁及びその他の戦略的出資を積極的に実施しています。また、ソニーは、投下資本の軽減、営業費用の削減、ならびにリスクの第三者との共有による軽減を目的として、これまでに第三者との合弁を実施してきましたが、今後もその可能性があります。さらに、ソニーは、当初の目的を既に達成したなどの理由により、合弁事業の持分を売却したり、合弁パートナーの持分を買収したりすることがあります。例えば、ソニーは、2012年2月、Telefonaktiebolaget LM Ericsson(以下「エリクソン」)との携帯電話の製造・販売に関する合弁会社であるSony Ericsson Mobile Communications ABにおいてエリクソンが保有する持分50%を取得し、同社をソニーの完全子会社としました。

ソニーが事業買収を実施し、それを統合するにあたり、多額の費用が生じる可能性があります。加えて、ソニーは、戦略上の目的や予定していた売上増加及び費用削減を実現できない可能性や、買収先事業において核となる人材を確保できない可能性もあります。また、買収した事業に関連する債務を承継することにより、ソニーの業績は悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、現在、いくつかの合弁会社や戦略的パートナーシップに出資を行っており、また、将来新たな出資を行う可能性があります。ソニーと相手企業が競争状況の変化や、戦略や文化の違い、シナジー実現の失敗その他の理由により共通の財務目的を達成できない場合、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、ソニーと相手企業が共通の財務目的を達成する過程にあったとしても、パートナーシップの期間中、ソニーの業績に短期的又は中期的な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの合弁や戦略的出資企業について、ソニーが利害の対立に直面するリスクやキャッシュ・フローへの支配権を含む合弁及びその他の戦略的出資に対する支配権を十分に確保できないリスクがあり、またソニー固有の技術やノウハウが漏洩するリスクも増加します。また、ソニーブランドを使用する合弁会社の行為もしくは事業活動により、ソニーの評判が傷つけられる可能性があります。さらに、合弁事業の業績などの結果によっては、ソニーは追加的な出資や債務保証を求められる可能性や、合弁事業の相手企業の買収、売却あるいは、合弁解消に至る可能性もあります。加えて、持分法適用関連会社への投資価値が投資簿価を下回り、それが一時的でないと判断される場合には、ソニーは減損を計上することになり、契約その他の理由によりそれらの会社の株式等を処分できない場合には、損失が膨らむ可能性があります。

(8) ソニーには、生産能力増強のための設備投資もしくは出資を回収できないリスクがあります。

ソニーは、エレクトロニクス事業において、製造設備に対する投資を継続的に行っています。こうした例として、特にスマートフォンに使用するイメージセンサーの旺盛な需要に対応する目的で行うイメージセンサー製造設備に対する追加投資があげられます。ソニーは、2014年3月にルネサスエレクトロニクス㈱から半導体関連資産を約75億円で取得し、ソニーセミコンダクタ㈱山形テクノロジーセンターを設立しました。ソニーは、イメージセンサーの生産能力増強のために2014年度に約440億円を投資し、2015年度にも約2,100億円を投資する見込み

有価証券届出書(参照方式)

です。しかしながら、予期せぬ市場環境の変化にともない需要が減少し、想定した販売規模を達成できない場合、あるいは供給過剰により製品の単価が下落した場合、ソニーがこうした設備投資もしくは出資の一部又は全部について、回収することができない、あるいは回収できるとしても想定より長い期間を要する可能性があります。特に、イメージセンサーについては、売上の多くをスマートフォンに依存しており、スマートフォン市場における消費者の需要及び競争環境、あるいは主要顧客の営業方針、業績及び財政状態によっては、想定した販売規模が達成できない可能性があります。これらの場合、当該設備投資もしくは出資を行った資産が減損の対象になり、ソニーの収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) ソニーの売上や収益性は卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者の業績に影響を受ける可能性があります。

ソニーは、卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者に依存しており、その多くが競合他社の製品を同時に取り扱っています。例えば、ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)は多くの国でスマートフォンの販売について携帯電話キャリアを通じた販売に依存しています。多くの卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者の業績及び財政状態は、オンライン小売業者との競争や低迷する経済環境に悪影響を受けてきました。

ソニーは、卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者に対して、これらの業者がソニーの製品を市場に導入し、販売を促進するインセンティブを与えるプログラムに資金を投入しています。しかしながら、それらのプログラムによって消費者が競合他社の製品の代わりにソニー製品を買うように促されることで、大きな利益や追加収入を生むことを保証するものではありません。また、携帯電話キャリアを通じて販売されるソニーのスマートフォンは、キャリアからの補助金を受ける場合がありますが、今後もそのような補助金が継続する保証はなく、また、これらのキャリアとの契約更新、あるいは別のキャリアとの契約を締結するにあたって、従来と同額の補助金で合意できる保証はありません。

ソニーは多くの製品を自社のオンラインストアや直営店を通じて消費者に直接販売しています。一部の卸売事業者や小売事業者はソニーの直接販売が、彼らのソニー製品の販売代理店や再販売事業者としての営業上の利害と対立すると受け取る可能性があります。そのような場合には、再販売事業者がソニー製品を取り扱ったり、販売するためにリソースを投入する意欲を阻害したり、ソニー製品の取り扱いを限定的なものにとどめたり、中止したりする可能性があります。

これらの卸売事業者や小売事業者ならびにその他の再販売事業者の財政状態が悪化したり、これらの事業者が ソニー製品を取り扱うことを中止したり、ソニー製品に対する需要が不透明になるなどの要因により、これらの 事業者がソニー製品の発注やマーケティング、販売奨励金、販売を減少させるような場合、ソニーの業績及び財 政状態に悪影響を与える可能性があります。

(10) 外部のビジネスパートナーへの依存度が高まることにより、ソニーの、財務上のリスク、ブランドイメージや 評判を傷つけるリスク、及びその他のリスクが高まる可能性があります。

限られた経営資源の中で迅速な事業展開や業務効率化を図る必要性が高まっていることから、ソニーは部品及 びコンポーネント、ソフトウエア、ならびにネットワークサービスに関して、外部の供給業者及びビジネスパー トナーへの依存度が高まっています。また、モバイル製品及びテレビ向けのアンドロイドOSなどのソフトウエア 技術や、サービスを提供する外部のビジネスパートナーにも依存しています。このような外部依存の結果、ソ ニーの製品やサービスが、部品及びコンポーネント、ソフトウエア、又はネットワークサービスに関する品質問 題の影響を受ける可能性があります。加えて、外部のソフトウエア技術への依存は、ソニーが製品を競合の製品 と差異化することをより困難にする可能性があります。また、ソニーの製品及びサービスに使用される外部の部 品及びコンポーネント、ソフトウエア、ならびにネットワークサービスが、著作権又は特許侵害で訴訟を受ける 可能性があります。さらに、ソニーをとりまく経済環境は、特にエレクトロニクス事業における、競合他社から の価格低下の圧力、一部の主要製品における市場の縮小及び商品サイクルの短期化といった要因によって不透明 性が増しています。このような環境において、外部のビジネスパートナーが、ソニー製品やサービスに対するサ ポートを打ち切ったり、契約条件を変更したり、ソニーの製品やサービスではなく、ソニー以外の競合他社及び エレクトロニクス分野以外の顧客への製品やサービスを優先したりする可能性があります。部品及びコンポーネ ント、ソフトウエア、ならびにネットワークサービスに関する外部の供給業者及びビジネスパートナーへの依存 に起因する問題は、ソニーの業績や、ブランドイメージ又は評判に悪影響を及ぼすことがあります。また、ソ ニーではコンスーマーエレクトロニクス事業において、製品や部品の供給に関し外部委託生産を活用していま す。ソニーがこのような外部委託関係を円滑に運営できない場合、又は自然災害、サイバー攻撃、あるいはその 他の事象がソニーのビジネスパートナーに影響を及ぼす場合、ソニーの生産活動に支障を与える可能性がありま す。また、ソニーは目標生産量や品質水準に到達できない、又はソニー固有の技術やノウハウが漏洩するリスク が生じる可能性があります。加えて、ソニーは、資材調達・物流・販売・データ処理・人事・経理その他のサー ビスなど広範囲な業務を外部のビジネスパートナーに委託しています。外部のビジネスパートナーが法規制を十 分に遵守しなかった場合や、第三者の知的所有権を侵害した場合、もしくは事故、自然災害、サイバー攻撃、あ るいは経営破綻によりその事業やサービスが停止した場合には、ソニーの事業に影響を及ぼす可能性もあります。さらに、ビジネスパートナーの情報セキュリティへの侵害があった場合、ソニーの専有情報、知的財産ならびに従業員の情報、及びソニーの顧客、供給業者ならびにその他のビジネスパートナーに関連するデータを含むソニーのビジネス情報への不正なアクセスが行われる可能性があります。

(11) ソニーは市況変動が大きい部品やコンポーネントの調達及び需要変動の大きい製品、部品やコンポーネントの 在庫管理を効率的に行う必要があります。

エレクトロニクス事業において、ソニーはモバイル製品向けチップセットなどの半導体や液晶パネルなど、大量の部品やコンポーネントを自社製品に使用しています。これら部品やコンポーネントの供給量や価格の変動は、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。例えば、部品やコンポーネントの供給不足や、原材料の価格変動が生じた場合、これらの価格が高騰しソニーの製品原価が上昇する可能性があります。また、ソニーが一社に調達を依存している部品やコンポーネントが供給不足になったり、その出荷が遅延した場合や、カスタムコンポーネントの生産能力に限界があったり、新しい技術を使用する製品やコンポーネントの初期生産能力に制約がある場合には、ソニー又はビジネスパートナーの生産事業所での稼動調整又は稼働停止の可能性があります。

ソニーは消費者需要の予測にもとづいて事前に決定した生産量及び在庫計画に沿って部品やコンポーネントを発注していますが、そうした消費者需要の変動は大きく、また予測が難しいものです。不正確な消費者需要予測や不充分な経営管理により在庫不足もしくは過剰在庫が発生し、その結果生産計画に混乱が生じて売上の機会損失や在庫調整につながる可能性もあります。ソニーでは、部品、コンポーネントや製品が陳腐化したり、在庫が使用見込みを上回ったり、もしくは在庫の帳簿金額が正味実現可能価額を上回る場合、在庫の評価減を行います。例えば、過去にソニーは、一部のチップセットや半導体、液晶パネルの不足により製品に対する消費者需要を満たせなかったことがあり、また、一部の半導体や液晶パネルで過剰在庫を抱えた際にそれらの部品やコンポーネントの価格が低下したために在庫の評価減を計上した経験もあります。さらに、2013年度においては、PC事業収束の発表にともない、将来の生産終了によって余剰となった手元部品在庫の評価減174億円や仕入先の発注済部品に対する補償費用80億円を計上しました。2014年度においては、PlayStation®TV(以下「PS TV」)の販売台数が当初の想定に達しなかったため、PlayStation®Vita(以下「PS Vita」)及びPS TV用の部品に対する評価減112億円を計上しました。さらに、過去においては自然災害により供給業者が影響を受け、その結果、部品及びコンポーネントの供給不足が発生したことがあり、将来も同様の状況に起因する供給不足が発生する可能性があります。過去にこのような売上機会の損失及び在庫調整、ならびに部品及びコンポーネントの供給不足がソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼしたことがあり、将来も及ぼす可能性があります。

(12) ソニーの売上及び収益性は、ソニーの主要市場の経済や雇用などの動向に敏感です。

ソニーの売上及び収益性は、ソニーが事業を営む主要市場の経済、雇用、その他の動向に敏感です。これらの市場が深刻な景気後退に陥り、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。2014年度のソニーの売上高及び営業収入(以下「売上高」)において、日本、欧州、米国における構成比はそれぞれ27.2%、23.5%、18.6%でした。

ソニーの業績は、消費者及び法人顧客の需要や、小売事業者・卸売業者及び再販売事業者の業績に依存しています。ソニーの主要市場における経済状況の悪化や今後悪化するという見通しにより、最終消費者の購買、消費意欲が低下した結果、消費が低迷する可能性があります。また、キャッシュ・フローの不足、資金調達の困難、消費者の需要減などから経営が悪化した法人顧客やそのほかのビジネスパートナーからのソニーの製品やサービスに対する需要が減少する可能性があります。経営が悪化した法人顧客によるソニーに対する義務の不履行も、ソニーの業績やキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性もあります。ソニーの外部供給業者も同様の困難を被り、ソニーに対する契約義務の履行能力に影響を受ける可能性があります。その結果、ソニーが競争的な価格で製品やサービスを調達できなくなる場合には、ソニーの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

また、世界的な景気動向は、その他の様々な影響を与える可能性があります。例えば、構造改革費用の積み増し、年金及びその他の退職給付債務にかかる費用の増加及び追加的な資金拠出、資産の減損の追加的な計上などを通じて、ソニーの業績、財政状態及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼしたことがあり、将来も及ぼす可能性があります。

(13) ソニーの業績及び財政状態は外国為替変動の影響を受ける可能性があります。

ソニーの製品の多くは開発、製造された国・地域と異なる国・地域で販売されるため、ソニーの業績と財政状態は外国為替相場の変動に影響を受けます。例えば、エレクトロニクス事業においては、研究開発費や本社間接費は主に円で、原材料、部品及びコンポーネントの調達や外部委託生産を含む製造費用は主に米ドル及び円で発生しています。売上は日本・米国・欧州・中国・新興国市場を含むその他地域に分散して発生し、それぞれの地域の通貨で計上されています。結果として、(現在の状況においては)特に米ドルに対する大幅な円安及びユーロ安や、ユーロに対する大幅な円高はソニーの業績に悪影響を及ぼしたことがあり、今後も及ぼす可能性があります。また、ソニーの連結損益計算書は世界中の各子会社の現地通貨ベースの業績を円換算して作成されていることから、外国為替相場の変動が、かかる換算にともないソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。さらに、近年では中国や新興国市場を含むその他地域におけるビジネス拡大とともに、これら地域の通貨の米ドル及び円に対する為替レートの変動の影響も大きくなっています。中長期的な為替レート水準の変化は、ソニーの経営資源のグローバルな配分を妨げたり、研究開発、資材調達、生産、物流、販売活動を、為替レート変化の影響後でも収益をあげられるように遂行する能力を低下させる可能性があります。

また、ソニーは、輸出入取引により生じる短期の外貨建債権債務 ( 純額 ) の大部分を取引予定の事前にヘッジ していますが、かかるヘッジ活動によっても、為替レートの変動リスクを完全に取り除くことはできません。

さらに、ソニーの連結貸借対照表は世界中の各子会社の現地通貨ベースの資産及び負債を円換算して作成されるため、米ドルやユーロならびにその他の外国通貨に対して円高が進行すると、ソニーの自己資本に悪影響を与える可能性があります。

(14) 格付けの低下や国際金融市場における深刻かつ不安定な混乱状況は、ソニーの資金調達や資金調達コストに悪 影響を及ぼす可能性があります。

近年、ソニーの業績及び財政状態の悪化は、ソニーの信用格付け評価にマイナスの影響を及ぼしてきました。 将来、ソニーの業績及び財政状態が再び悪化した場合、格付けのさらなる低下に結びつく可能性があります。こ ういった格付けの低下は、資金調達コストの上昇を招き、ソニーのコマーシャルペーパー(以下「CP」)及び中 長期債市場からの受諾可能な条件での調達に悪影響を与える可能性があります。

また、国際金融市場が深刻かつ不安定な混乱状況に陥った場合、金融その他の資産価格全般に下落圧力が生じたり、資金調達に影響が生じる可能性があります。従来、ソニーは、営業キャッシュ・フロー、CP及び中長期債などのその他の債券の発行、銀行やその他の融資機関からの借入金などにより資金を調達してきました。しかしながら、将来にわたってこのような資金源から受諾可能な条件でソニーの必要を満たすのに十分な資金調達が可能となる状況が継続するという保証はありません。

その結果、ソニーは弁済期限到来時のCPや中長期債の返済、その他事業遂行上必要ある場合や必要な流動性を 賄うために、金融機関と契約しているコミットメントラインや資産の売却など代替的な資金源を活用する可能性 がありますが、そのような資金源から受諾可能な条件でソニーの必要を満たすのに十分な資金調達ができない可 能性があります。その結果、ソニーの業績、財政状態及び流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) ソニーは、様々な国で事業を行うことのリスクにさらされています。

ソニーは、世界各地において事業活動を行っており、このような国際的な事業遂行には課題が生じることもあ ります。例えば、エレクトロニクス事業において、中国やその他のアジアの国々において製品、部品及びコン ポーネントを生産、調達しているため、これらの地域外の市場に製品を供給するのに必要な時間が長くなり、変 化する消費者需要に対応することがより難しくなる可能性があります。さらにソニーは、複数の国において、ソ ニーにとって望ましくない政治的・経済的な要因により、事業を企画・管理する上で困難に直面する可能性があ ります。この例としては、武力紛争、外交関係の悪化、当該国・地域内での文化的・宗教的な摩擦、期待される 行動規範からの逸脱、現地の各種法規制や貿易政策及び税法の不遵守、ならびに十分なインフラの欠如などがあ ります。加えて、特に、主要な市場及び地域における現地部品調達規制・事業及び投資許認可要件・為替管理・ 輸出入管理・資産国有化・海外での事業及び投資からの利益の本国送金制限などの現地の法規制や貿易政策及び 税法の変更は、ソニーの業績に影響を与える可能性があります。例えば、ソニーやパートナーが生産活動を行う 中国やその他の国々において、労働争議の発生及び労働法制や政策の変更など労働環境が著しく変化した場合、 ソニーの製品及び部品の生産や出荷の妨害、人件費の高騰あるいは優秀な従業員の不足が発生することなどによ り、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。不安定な国際又は国内政治・軍事情勢が今後生じた場 合、ソニーやそのビジネスパートナーの事業活動が阻害されたり、消費者の購買意欲を低下させたりすることに より、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、一部の国において、前述の要因 や、自然災害及び疫病などその他の要因による混乱から回復するのに要する時間が長くなる可能性があります。 さらに、ソニーの事業活動にとって新興国市場はより一層重要になってきているため、ソニーが前述のリスクの 影響を受けやすくなった結果、業績及び財政状態に悪影響を被る可能性があります。

(16) ソニーの成功は、技術やマネジメントなどの分野における有能な人材の採用・確保に依存しています。

ソニーが、ますます競争が激しくなる市場において、ネットワーク関連製品、ゲーム機やソフトウエア、映像や音楽などのコンテンツ、又は金融商品を含む製品やサービスの開発、設計、製造、マーケティング及び販売において継続的に成功を収めるためには、経営陣やその他のマネジメント、ハードウエアやソフトウエアエンジニアなどクリエイティブで有能な人材を惹きつけ確保することが必要となります。しかしながら、このような有能な人材に対する需要は強く、ソニーが将来の事業に必要な人材を採用・確保できない可能性があります。加えて、事業分離や構造改革ならびにその他の事業構造変革の施策により、経験豊かな人材やノウハウが意図せず喪失してしまう可能性があります。そのような事態が生じた場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(17) ソニーはハードウエア、ソフトウエア、エンタテインメント・コンテンツ、ならびにネットワークサービスの 競争力を向上させるための、異なる事業ユニット間の事業戦略及びオペレーションの統合に成功しない可能性が あります。

ソニーは、市場における差異化を図り、それにより、売上の拡大及び収益性の向上を図るために、ハードウエア、ソフトウエア、エンタテインメント・コンテンツ、ならびにネットワークサービスの統合を促進させることが不可欠であると考えています。しかしながら、この戦略は、ネットワークサービス技術の継続的な発展(ソニー内外を問わず)、ソニーの様々な事業ユニットや販売チャネルにおける戦略及びオペレーション上の連携と適切な優先順位付け、業界内や、ネットワークに接続可能なソニーの製品や事業ユニット間における技術やインターフェース規格の標準化に依存しています。さらに、新規参入企業も多く、継続的に変化する厳しい競争環境において、消費者にとって革新的で魅力あるユーザーインターフェースをもち、ネットワークプラットフォームにシームレスに接続可能なハードウエアを、より高い性能かつ競争力のある価格で提供し続ける必要があります。また、ソニーは競争力があり差異化された、ソニー自身の、又は主要な映画製作及びテレビ制作会社、音楽レーベル会社、ゲーム制作会社や出版社などの第三者からライセンスを受けた、音楽・映像・ゲームコンテンツを提供することが不可欠であると考えています。ソニーがこの戦略の実行に成功しない場合、ソニーの評判、競争力及び収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(18) ソニーのオンライン上の事業活動は、法規制の対象となっており、これによりオペレーションにかかるコストが増加したり活動が制限されたりする可能性があります。

ソニーは、エレクトロニクス及びエンタテインメント製品の販売・マーケティング、エンタテインメント領域 に関するネットワークサービス、金融サービス、インターネットプロバイダサービスなど、オンライン上の事業 活動を広範囲にわたって行っており、関連する法規制による制約を受けています。この法規制には、プライバ シー、消費者保護、重要インフラ保護、侵害の告知、データの保存及び保護、データの越境・移転、コンテンツ 及び放送関連規制、名誉毀損、年齢確認その他のオンライン上の児童保護、アクセスのしやすさ、cookieなどの ソフトウエアの最終ユーザーのPC又は他の情報端末へのインストール、価格設定、広告(成人及び児童向け)、 租税、著作権や商標権、販促、及び課金などに関わるものが含まれています。これらの法規制(オンライン上の 事業活動に対処するために制定された法規制やインターネット普及以前に制定されたものを含むその他のオンラ イン上の事業活動にも適用される法規制)の運用は、各国により異なり、また、多くの場合、法規制そのものが 不明確・不確定であったり、今後変更されたりする可能性があります。ソニーはこれらの法規制遵守のために多 額の費用を計上する可能性があります。また、これらの法規制を遵守できなかった場合、多額の罰金、その他の 法的責任、ソニーの評判への悪影響などが生じる可能性があります。さらに、これらの法規制遵守のために行わ れるオンライン上の事業活動の変更や制限はソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。加えて、関連す る法規制の変更を予測できなかった場合、オンライン上の事業活動を保護する法令の変更が生じた場合、又はこ のような保護範囲を狭めるような解釈を裁判所が行った場合、ソニーの法的責任に対するリスクが増加し、法規 制遵守のための費用の増加もしくは一部のオンライン上の事業活動に対する制限につながる可能性があります。

(19) ゲームハードウエアを始めとするコンスーマー製品の売上は特に消費者需要の季節性の影響を受けます。 ソニーのG&NS分野が提供するハードウエア(「プレイステーション 4」、「プレイステーション 3」、ならびにPS Vitaなど)は種類が比較的少ない上に、これら及びその他の製品の需要に占める年末商戦の 比率が高くなります。ソニーのその他のコンスーマー製品も年末商戦需要に依存しています。その結果、特にこの時期において、他社との競争状況や市場環境の変化、有力ゲームソフトタイトルを含むコンスーマー製品の発売遅延、ハードウエアの供給不足などが生じた場合、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。

(20) ネットワークサービスを含む G & N S 分野の売上及び収益性はプラットフォームの普及の成否に依存しており、この普及はソニー及び外部の事業者により制作されるものを含むソフトウエアラインアップの充実度の影響を受けています。

G&NS分野の売上及び収益性には、プラットフォームの普及の成否が重要な影響を及ぼします。この普及は、ソニー及び第三者により制作されたものを含む魅力的なソフトウエアの品揃えや、ネットワーク・ゲーム、クラウド・ゲームやデジタルコンテンツの配信を含むオンラインサービスが消費者に提供されるか否かに影響されます。外部のゲームソフトウエアの開発事業者や開発・販売事業者がソフトウエアの開発や供給を定期的に実施し続ける保証はなく、全く実施されない可能性もあります。ソフトウエア開発の中断や遅れ、又は新しいオンラインサービスの提供の遅れはソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。

(21) ソニーの映画、音楽及びG&NS分野などのコンテンツ事業は、増加し続ける違法デジタルコピーや違法ダウンロードの影響を受けています。

デジタル技術、デジタルメディアの利用、ならびに世界的なインターネットの普及により、ソニーの映画、音楽及びG&NS分野などのコンテンツ(発売前のものも含む)の著作権を違法デジタルコピー及び偽造から保護することが難しくなってきました。特に、コンテンツ著作権者の許可なくインターネットやその他のサービス経由でデジタルメディアファイルの複製、転送やダウンロードが可能なソフトウエア及び技術によって、高品質なデジタルメディアファイルの不正な作成、送信や再配信がより簡単にできるようになってきているため、従来の著作権をベースとするビジネスモデルが逆風を受け、脅かされ続けています。こうしたコンテンツの不正入手が可能であることは、正規製品の売上減少や売価の低下圧力につながり、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。ソニーは、知的財産の保護支援、映画、テレビ番組、音楽、ゲームなどの正規のデジタル配信のための新しいサービスの開発や著作権のあるコンテンツの不正なデジタル配信への対抗のために費用を計上しており、今後も引き続き費用を計上します。こうした動向はソニーの短期的な費用の増加にもつながり、また、想定している効果を達成できない可能性もあります。

(22) 映画及び音楽分野の業績は、消費者に全世界で受け入れられるかどうか及び競合作品やその他の娯楽の有無により変動します。

映画及び音楽分野の業績は、作品が消費者に全世界で受け入れられるかどうかという予測が難しい要因に左右され、変動する可能性があります。映画作品やテレビ番組の製作・制作ならびに番組の放送は、それらの作品が消費者にどの程度受け入れられるか分かる前に多額の投資を行わなければなりません。同様に、音楽分野でもアーティスト自身やその作品が消費者にどう受け入れられるか確定する前に多額の投資を行わなければなりません。さらに、映画及び音楽分野における作品の商業的な成功は、同時期もしくは近接した時期に公開された他の競合作品、ならびに、それらに代わり、消費者が享受できる娯楽及びレジャー活動に影響を受ける可能性があります。特に大型期待作品をはじめ、映画作品やテレビ番組の業績が想定を下回った場合、公開もしくは放映した年度の映画分野の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、作品の公開当初の業績と、それに続く映像ソフトやテレビ局など流通市場から得られる収入には高い相関性がみられることから、将来における映画分野の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。同様に、音楽作品の業績が想定を下回った場合、作品をリリースした年度の音楽分野の業績に対して、悪影響を及ぼす可能性があります。

(23) エンタテインメント・コンテンツの製作・制作、取得ならびにマーケティング費用の高騰は、音楽及び映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

音楽分野の成功は消費者に長期にわたって受け入れられるアーティスト、ソングライター及び楽曲版権のカタログの発掘及び育成に大きく依存しており、有能な新規アーティストやソングライターを発掘・育成できない場合、音楽分野の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。音楽業界各社間における販売競争の激化に加え、このようなアーティストを発掘し、契約を締結し維持するための競争も激化しています。映画分野では、トップ・タレントに対する高い需要が映画作品やテレビ番組の製作・制作費用の高騰につながっています。映画作品やテレビ番組を獲得するための競争は激しく、映画作品やテレビ番組の取得費用が上昇する可能性があります。映画分野の作品の製作・制作費用及び取得費用の増加は、これらのマーケティング費用の増加とともに、映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

(24) 音楽及び映像パッケージメディア売上の継続的な減少や消費者による新たな技術の受容は、音楽及び映画分野 の業績に悪影響を与える可能性があります。

CD、DVDならびにブルーレイディスクなどのパッケージメディアフォーマットの全般的な成熟化や、デジタル配信への移行、小売事業者の展示スペースをめぐる競争の激化などの業界全体の動向により、音楽及び映像パッケージメディア売上が全地域で減少しており、今後も減少する可能性があります。加えて、急速な技術変化や消費者による新たな技術の受容は、消費者がエンタテインメント作品を取得し視聴するタイミングや方法に影響を与えています。デジタルダウンロード及び定額利用によるストリーミング配信など、エンタテインメント・コン

テンツの新しい販売形態が現れているものの、これらの新しい販売経路からの収入は、パッケージメディア売上の減少を十分に補完しない可能性があります。このような状況は、音楽及び映画分野、ディスク製造事業の業績に影響を与えてきており、今後も影響を与える可能性があります。さらに、直近の音楽業界において、デジタル収入の最大部分を占めるデジタルダウンロードの売上が年々減少しています。この減少が加速した場合、あるいはストリーミング配信がこの減少を相殺するのに十分な利用者を獲得できない場合、音楽分野の業績は悪影響を受ける可能性があります。

(25) 広告市場の変化、あるいはテレビ放送契約を更新できないこともしくは更新時における条件悪化により、映画 分野の業績が悪影響を受ける可能性があります。

広告市場の景気は特定の広告主や業界の経済的見通し、広告主の支出の優先順位、及び一般的な経済状態によって変動し、映画分野のテレビ事業の収入に悪影響を与える可能性があります。世界的なテレビネットワークを含む映画分野のテレビ事業の売上のかなりの部分は、多様なプラットフォーム上での広告収入が占めています。そのため、広告市場に対する宣伝広告支出額全体が減少した場合、映画分野のメディアネットワーク収入に直接的な悪影響を与える可能性があります。映画分野の売上には、顧客である米国内外のテレビネットワークから得られる映画作品やテレビ番組の放映権収入が含まれます。広告市場の景気が後退した場合、これら外部のテレビネットワークの広告収入や視聴料収入が低迷し、ソニーの映像コンテンツの放映権収入に悪影響を与える可能性があります。

さらに、世界的なテレビネットワークでの放映は、外部のケーブルテレビ、衛星テレビやその他の放送システムに依存しています。これらの放送ネットワーク業者とのテレビ放送契約を更新できないこともしくは更新時における契約条件の悪化は、映画分野における世界的なテレビネットワークからの広告収入や視聴料収入に悪影響を与える可能性があります。

(26) 映画分野の業績はストライキによる影響を受ける可能性があります。

映画分野及びその供給業者の一部は、脚本家、監督、俳優、その他のアーティストや専門職・技術スタッフなど、労働協約が適用される、映画作品やテレビ番組の企画・製作に欠かせない専門的技能を有する労働組合員に依存しています。新たな合意や契約締結にいたる見通しが不確実であること、又はそれらが成立しないことによってもたらされる労働組合によるストライキが生じた場合、あるいはストライキ、サボタージュやロックアウトの可能性が生じた場合、製作活動の遅延や停止を招く可能性があります。こうした遅延や停止は、その期間の長さによっては、将来予定されている映画やテレビ番組作品の公開の遅延や中断をもたらす可能性があり、映画分野の業績やキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。また、労働協約が合意に至らない場合や好ましくない条件で更新された場合、映画分野における費用が増加し、業績に悪影響を与える可能性があります。

(27) 金融分野は、法規制が厳格な業界で事業を遂行しており、新しい法令や監督官庁の施策などが、事業遂行の自由度を妨げ、ソニーの金融分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

ソニーの金融分野は、日本における保険や銀行といった法規制や監督の厳格な業界で事業を行っています。法規制・政策などの将来における改正・変更や、それが与える影響は予測が不可能であり、また、こうしたことが法規制遵守に対応するための費用の増加や事業活動に対する制約にもつながる可能性があります。ソニーという共通のブランドを用いて各会社が事業を行っているため、ソニーの金融分野のいずれかの事業において法規制違反などが発生した場合には、ソニーの金融分野における事業全体の評判に悪影響を及ぼす可能性があります。また、法規制遵守のための追加費用が生じ、ソニーの金融分野の業績に悪影響を与える可能性もあります。なお、ソニー株式会社は、連結子会社であるソニーフィナンシャルホールディングス㈱(以下「SFH」)から財務支援又は融資ローンの形態による資金を受け取ることに関し、日本の監督官庁の指針による制約を受けています。これらの指針が変更された場合、ソニー株式会社がSFHから資金を受け取り使用することに関しさらに制約を受ける可能性があります。

(28) ソニーの業績及び財政状態は、株価の下落により、特に金融分野において悪影響を受ける可能性があります。金融分野において、ソニー生命保険㈱(以下「ソニー生命」)は株式に加え、時価が株価指数変動の影響を受ける債券型の複合金融商品を保有しています。株価の下落により、ソニー生命の保有する株式の減損及び売却した場合には売却損が計上される可能性があります。また、株式の売却益の減少や売却損の増加、ならびに当該複合金融商品の未実現利益の減少や未実現損失の増加により、ソニーの金融分野の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。さらに、米国会計基準では、変額保険の最低死亡保証にかかる責任準備金の評価に用いる保険数理上の前提と、繰延保険契約費の償却費見直しも求められています。このため、ソニー生命の特別勘定資産運用利回りの悪化時には、責任準備金の追加計上や繰延保険契約費の前倒し償却が必要となる可能性もあります。その場合、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。

金融分野以外において、ソニーが保有している株式の公正価値の下落は、現金支出をともなわない減損損失の計上につながることもあります。その場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(29) 金融分野の業績及び財政状態は、金利の変動により悪影響を受ける可能性があります。

ソニーの金融分野においては、生命保険事業及び損害保険事業における保険引受債務、ならびに銀行事業における預金、借入金その他の債務など、各事業の負債の状況に鑑み、運用資産を適切に管理するため、資産負債管理(以下「ALM」)を行っています。ALMは、長期的な資産負債のバランスを考慮しながら、安定的な収益を確保することを目的としています。ソニーの金融分野がALMを適切に遂行できない場合、あるいはALMにより合理的に対処することができるレベルを超えて市場環境に大きな変化があった場合には、ソニーの金融分野の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。特にソニー生命においては、通常、契約者に対して負う債務の期間が、長期日本国債を中心とした運用資産の投資期間よりも長期であるため、低金利の状況においては、残存する保険契約の予定利率(責任準備金計算用)は一般的に変化しない一方で、ソニー生命の投資ポートフォリオからの収益が減少する傾向があります。その結果、ソニー生命の収益性と保険契約債務を履行し続ける長期的な能力に悪影響が生じる可能性があります。

(30) 金融分野の投資ポートフォリオは、株価及び金利変動リスク以外の様々なリスクにさらされています。

ソニーの金融分野では日本の短期国債や地方債、国内社債、外国公社債、国内株式、貸付金、不動産など、様々な投資資産を保有する一方、安定した投資収益を確保するため、日本の長期国債を中心とした資産ポートフォリオを構成しています。金利及び株価変動リスクに加え、ソニーの金融分野の投資ポートフォリオは、為替リスク、信用リスク及び不動産投資リスクなど、様々なリスクにさらされており、そのようなリスクが金融分野の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、ソニー銀行㈱(以下「ソニー銀行」)では、2015年3月末において住宅ローンが貸出金の90.5%又は総資産の51.8%を占めており、ソニー銀行の住宅ローンに関して不良債権が増加したり、担保設定されている不動産の価値が減少した場合、ソニー銀行の貸出金ポートフォリオの信用力に悪影響を及ぼし、これにより与信関係費用が増加する可能性があります。

(31) ソニーの金融分野において、保険金・給付金の支払い実績が見積りと乖離することにより、将来の責任準備金 の積み増しを余儀なくされる場合があります。

ソニーの生命保険事業及び損害保険事業においては、保険業法及び保険業法施行規則に従い、将来の保険金・給付金の支払いに備えた責任準備金を積み立てています。これらの責任準備金は、保険契約の保障対象となる事象の頻度や時期、支払うべき保険金・給付金の額、保険料収入を原資に購入される資産の運用益など、多くの前提と見積りにもとづいて計算されています。これらの前提と見積りは本質的に不確実なものであるため、最終的に支払うべき保険金・給付金の額や支払時期、又は保険金・給付金の支払いより前に、保険契約債務に対応した資産が想定していた水準に達するかどうかを正確に判断することは困難です。保険契約の保障対象となる事象の頻度と時期及び支払う保険金・給付金の額は、以下のようなコントロール困難な多くのリスクと不確実な要素に影響されます。

- ・ 死亡率、疾病率など、計算の前提と見積りの根拠となる傾向の変化
- ・ 信頼に堪えるデータの入手可能性、及びそのデータを正確に分析する能力
- ・ 適切な料率・価格設定手法の選択と活用
- ・ 法令上の基準、保険金査定方法及び医療費の変化

保険事業における実績が計算の前提条件や見積りよりも大きく悪化した場合、責任準備金の積立てが不足する可能性があります。また、責任準備金の積立水準に関するガイドラインや基準などに変更があった場合には、より厳しい計算の前提や見積り又は保険数理計算にもとづいて責任準備金の積み増しが必要となる可能性があります。これら責任準備金の繰入額の増加は、金融分野における業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

さらに、日本における大地震などの大規模災害や感染症などの疫病の発生により、責任準備金の積み立て前提を超える保険金の支払が生じた場合、もしくは、何らかの要因によって、最低保証付きの変額個人年金保険にかかるリスクヘッジの有効性が損なわれた場合など、金融分野の業績及び財政状態は悪影響を受ける可能性があります。

(32) ソニーの設備や情報システムは、大規模な災害、停電、違法行為などにより、被害を受ける可能性があります。また、これらの予期できない大惨事にともなうサプライチェーンや生産活動の混乱及び法人顧客からの需要減などがソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの本社及び半導体生産設備のような最先端デバイス製造拠点の多くは、他国よりも地震のリスクが比較 的高い日本の国内にあります。日本において大地震が起きた場合、特にソニーの本社がある東京や、完成品の製 造事業所が所在する東海地方及び半導体製造事業所が所在する九州地方及び東北地方で起きた場合には、建物や 機械設備、棚卸資産や、製造事業所における生産活動の中断などを含めて、ソニーの事業は東日本大震災時より も大きな被害を受ける可能性があります。また、ネットワークや情報通信システムインフラ、研究開発、資材調達、製造、映画やテレビ番組の製作・制作、物流、販売、ならびにオンラインやその他のサービスに使用されるソニーや外部サービスプロバイダ及びビジネスパートナーの世界各地にあるオフィスや設備は、自然災害、伝染病などの疫病、テロ行為、サイバー攻撃、大規模停電、大規模火災などの予期できない大惨事により、破壊されたり、一時的に機能が停止したり、混乱に陥ったりする可能性があります。これらのオフィスや設備のいずれかが前述の大惨事により重大な損害を受けた場合、営業活動の停止、設計・開発・生産・出荷・売上計上の遅れ、オフィスや設備の修繕・置換えにかかる多額の費用計上などが生じる可能性があります。加えて、ソニーに原材料、部品及びコンポーネントを供給する事業者がかかる大惨事の被害を受けた場合、原材料、部品及びコンポーネントの供給が滞り、それによりソニーの製造拠点は稼働調整や停止を余儀なくされ、出荷が滞り新製品の導入が遅れるなどの影響を受ける可能性があります。また、ソニーは、原材料、部品及びコンポーネントの価格高騰や法人顧客の需要減少の影響を受ける可能性があります。これらにより、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

加えて、ソニーの営業活動においてコンピュータシステムやネットワーク及びオンラインサービスの役割がさらに重要になりつつあるなか、ソフトウエア又はハードウエアの欠陥など、前述のもしくはそれ以外の予測できない出来事から生じるコンピュータシステムやネットワーク及びオンラインサービス停止のリスクが高まっています。例えば、2014年度において、サイバー攻撃によりソニーの映画分野のネットワーク及びITインフラに深刻な障害が生じました。この結果、ソニーの映画分野及び、その結果としてソニーは、2014年度第3四半期において、四半期の連結業績報告についての規制当局の定める期限までに、財務諸表を作成することができませんでした。

類似した出来事が発生した場合、主要な事業オペレーションの停止、財務報告あるいは設計・開発・生産・出荷・売上計上の遅れ、設備やネットワーク及び情報システムのセキュリティ強化や修繕・置換えにかかる多額の費用計上などが生じる可能性もあり、さらに、ソニーが加入している保険はその結果発生する費用や損失を十分に補填できない可能性があります。また、ソニーが将来、十分な保険契約を維持できない可能性や、支払保険料が増加する可能性があります。これらの場合には、ソニーの業績及び財政状態に悪影響がある可能性があります。

(33) ソニーのネットワーク上にある、あるいは外部のサービスプロバイダやビジネスパートナーのネットワーク上にある、ソニーが保有あるいは管理しているデータの消失、破壊、漏洩、悪用、改変、又はこれらの情報への不正なアクセスがあった場合、あるいはソニーの情報セキュリティに対するその他の侵害があった場合、その情報の保管の場所や形式にかかわらず、ソニーのブランドイメージ及び評判や事業への悪影響がある可能性や、ソニーが法的な、あるいは規制当局に対する責任を追及される可能性があります。

ソニーの専有情報、知的財産ならびに従業員の情報を含む、ただしそれらに限定されないソニーのビジネス情 報や、顧客、供給業者ならびにその他のビジネスパートナーに関連するデータを含む情報の取得、保管、処理、 転送に使用するコンピュータシステムやネットワーク、ならびにオンラインサービスといった情報技術を広範に 活用することは、ソニーならびに外部のサービスプロバイダ及びビジネスパートナーにとって業務上不可欠で す。ソニーの、あるいは第三者の情報技術のシステムを通じて取得、保管、処理、あるいは転送される情報のセ キュリティは、悪意をもった第三者や人為的もしくは自然の事象により侵害を受けたり、ソニーもしくは外部の サービスプロバイダやその他のビジネスパートナーの従業員の故意又は不注意による行為もしくは不作為の影響 を受けたりする可能性があります。サイバー攻撃がますます高度化し、悪意をもった第三者がより容易にツール やリソースを利用できるようになりつつあることから、不正な侵入を防止あるいは検知したり、不正な侵入に対 応したり、データへのアクセスを制限したり、データの破壊、改変、あるいは流出を防止したり、そういった攻 撃の悪影響を抑制したりするためにソニーが行っている対策、セキュリティへの取り組みや管理が、不正アクセ スに対して、完全に安全な情報セキュリティを確保できる保証はありません。その結果、知的財産といった専有 情報、従業員の情報、顧客、供給業者やその他のビジネスパートナーに関連するデータを含むソニーのビジネス 情報の消失、破壊、漏洩、悪用、改変、又は承諾を得ない第三者によるアクセスが発生し、ソニー、あるいは外 部のサービスプロバイダ及びその他のビジネスパートナーの情報システムが破壊される可能性があります。ま た、悪意を持った第三者が、ソニーが認知することなく、外部のビジネスパートナーのネットワーク、及びその 結果として外部のビジネスパートナーの情報にアクセスするためのプラットフォームとして、ソニーのネット ワークに不正にアクセスする可能性があります。ソニーは過去に、高度かつ明確に標的を定めた攻撃の対象に なったことがあります。例えば、2014年度に、ソニーの映画分野がサイバー攻撃の対象となり、結果的に従業員 やその他の情報を含むソニーのビジネス情報が不正にアクセスされ、窃取され、漏洩され、データが破壊されま した。加えて、ソニーのネットワークサービス及びオンラインゲーム事業ならびに複数の子会社のウェブサイト が様々な意図や専門性を持つ個人や集団によってサイバー攻撃の対象となり、いくつかの事例においては、顧客 情報が不正にアクセスされ、実際に窃取され、又は窃取の可能性が生じ、漏洩されました。

加えて、ソニーあるいはその代理で第三者が保有あるいは管理しているソニーのビジネス情報及びその他の データは、それらがネットワーク上に保管されていない場合でも、またそれらのデータの保管の場所や形式にか かわらず、悪意をもった第三者や人為的もしくは自然の事象により侵害を受けたり、消失、破壊、漏洩、悪用、 改変、又はこれらの情報への不正なアクセスといった形で、ソニーの従業員もしくは外部のサービスプロバイダ の故意又は不注意による、行為もしくは不作為の影響を受ける可能性があります。

さらに、ソニーもしくはそのサービスプロバイダやビジネスパートナーが提供するネットワーク製品やオンラインサービスを含む製品やサービスの機密性、完全性ならびに可用性が、悪意を持つ第三者や人為的もしくは自然の事象により侵害を受ける可能性や、ソニーの従業員、外部のサービスプロバイダやビジネスパートナーの故意又は不注意による作為もしくは不作為による影響を受ける可能性があります。例えば、ソニーのオンラインサービスやウェブサイトは、高度な技術を持ち潤沢なリソースを有する第三者などによるDoS(サービス停止)攻撃やその他の攻撃の対象となったことがあります。

サイバー攻撃の結果であるか否かにかかわらず、ソニーが保有あるいは管理する、あるいはソニーの代理で保 有あるいは管理されているデータについてのいかなる消失、破壊、漏洩、悪用、改変、あるいは不正なアクセス や、ソニーの製品やサービスの停止を含むソニーの情報セキュリティに対するその他の侵害の結果、システムの 破損の修復、外部専門家の雇用、新たな人員の配置、従業員の教育、ならびに不正にアクセスされたデータの所 有者である第三者に対する補償や報奨金を含む多額の復旧費用がかかる可能性があります。加えて、ソニーの ネットワークやオンラインサービスへの破壊行為によって、ネットワーク及びオンラインサービスに依存してい る事業が重大な打撃を受け、その結果、売上の喪失、ビジネスパートナー及びその他の第三者との関係の悪化、 ならびに顧客の維持や顧客の勧誘の失敗に結びつく可能性があります。サイバー攻撃であるか否かにかかわら ず、情報セキュリティが侵害された場合には、知的財産を含む専有情報の不正漏洩、改変、破壊あるいは悪用に よる競争力の低下にともなう売上の喪失や、顧客の維持や顧客の勧誘の失敗、重要なビジネスプロセスや情報セ キュリティシステムの破壊、あるいは経営陣の関心や経営資源の分散につながる可能性があります。さらに、こ れらの破壊や侵害行為がメディアの報道に悪影響をもたらし、ソニーのブランドイメージや評判を傷つける可能 性があります。また、ソニーは訴訟、及び規制当局による調査や規制措置を含む法的措置の対象となる可能性 や、付帯的な法的費用や将来的な調停、判決、罰金の対象となる可能性があります。ソニーが加入しているサイ バー攻撃に対する保険は費用や損失の全額を補填できない可能性があり、したがって、サイバー攻撃がソニーの 業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。たとえ実際に情報セキュリティへの侵害がなくても、ま すます高度化し増加しつつあるサイバー攻撃への対策には、将来、これらの防止、検知、対応、管理のための、 あるいはその他の多額の費用がかかる可能性があります。これらの費用には、サイバー攻撃に対する新たな技術 の導入、外部専門家の雇用、新たな人員の配置や従業員の教育などが含まれます。これらの費用も、ソニーの事 業、業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(34) 現在もしくは将来における訴訟及び規制当局による法的手続が不利な結果に終わった場合、ソニーの事業が悪 影響を受ける可能性があります。

ソニーは、様々な国において事業の遂行に関して、訴訟及び規制当局による法的手続に服するリスクにさらされています。訴訟及び規制当局による法的手続は、ソニーに多額かつ不確定な損害賠償や事業活動の制約をもたらすことがあります。その発生の可能性や影響の程度を予測するには相当の期間を要する場合があります。例えば、公正な競争に反する市場慣行に関する政府の監督が、訴訟や規制当局による法的手続につながる可能性があります。多大な法的責任や規制当局による不利な措置が課された場合や、訴訟及び規制当局による法的手続への対応に多大なコストがかかった場合、ソニーの事業活動や業績、財政状態、キャッシュ・フロー及び評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

(35) ソニーは製品品質や製造物責任による財務上のリスクや評判を損なうリスクにさらされています。

急速な技術の進化や、モバイル製品及びオンラインサービスに対する需要増にともない、コンスーマー製品、ノンコンスーマー製品、部品及びコンポーネント、半導体、ソフトウエア、ならびにネットワークサービスなどのソニーの製品・サービスは一層高機能かつ複雑になっています。ソニー製品品質を維持しても、技術の急速な進展や、モバイル製品及びオンラインサービスの需要増加に対応できない可能性があり、製造物責任問題に関するリスクが高まる可能性があります。その結果、評判に悪影響を及ぼし、製品回収やアフターサービスなどの費用が発生する可能性があります。また、根拠のあるなしにかかわらず、ソニーの製品に関連する安全性の問題に関する申立て又は訴訟は、直接的に、もしくはソニーのブランドイメージや高品質な製品やサービスを提供する企業という評価への影響の結果として、ソニーの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。これらの問題は、ソニーが製造したか否かに関係なく、ソニーが直接顧客に販売する製品のみならず、半導体を含むソニー製の部品が搭載された他社製品においても生じる可能性があります。

(36) ソニーの業績及び財政状態は退職給付債務により悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、確定給付年金制度に関する会計基準に従い、確定給付年金制度ごとの予測給付債務から年金制度資産の公正価値を差し引いた金額を未積立年金債務として認識しています。年金数理純損益については、従業員の平均残存勤務年数にわたり規則的に償却することにより年金費用に含めています。運用収益の悪化による年金制度資産価値の減少や、割引率の低下、昇給率の増加やその他の年金数理計算前提となる比率の変動による予測給付債務増加にともない未積立年金債務が増加し、その結果、売上原価又は販売費及び一般管理費として計上される年金費用が増加する可能性があります。

ソニーの業績及び財政状態は、国内及び海外年金制度の積立状況から悪影響を受ける可能性があります。特に ソニーの年金の大部分を占める国内年金は約30%を持分証券に投資しており、不利な株式市場環境及びクレジット市場のボラティリティが、ソニーの年金制度資産及び将来見積年金負債に対して悪影響を与える可能性があります。その結果として、ソニーの業績及び財政状態は、悪影響を受ける可能性があります。

さらにソニーの業績及び財政状態は、日本の確定給付企業年金法の年金積立要求により悪影響を受ける可能性があります。この確定給付企業年金法により、ソニーは定期的な財政再計算や年次の財政決算を含む年金財政の検証を行うことが求められています。年金制度資産の公正価値に対して法定の責任準備金が超過した場合、また法令もしくは特別な政令などにより猶予された期間内に制度資産の公正価値が回復しない場合には、ソニーは年金制度への追加拠出が必要となり、キャッシュ・フローを減少させる可能性があります。同様に、海外の年金制度資産についても各国の法令にもとづき追加拠出が必要となる場合、キャッシュ・フローを減少させる可能性があります。また、今後、法令が定める掛金の更新にともなって年金制度資産の長期期待収益率などの前提を見直した際、年金への拠出金の水準が引上げられ、ソニーのキャッシュ・フローに対して悪影響を及ぼす可能性があります。

(37) 繰延税金資産に対して評価性引当金を計上している税務管轄におけるさらなる損失の発生、ソニーが繰延税金 資産を最大限に利用できないこと、追加的な税金負債あるいは税率の変動が当社株主に帰属する当期純損益及び ソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーは、日本及び様々な税務管轄において法人税を課されており、通常の営業活動において最終的な税額の 決定が不確実な状況が多く生じ、このような状況が長期間に及ぶ場合もあります。ソニーの税金引当や税金資 産、税金負債の帳簿価額の計算は高度な判断と見積り(将来の課税所得の見積りを含む)を必要とします。

繰延税金資産は、税務管轄ごとに評価されます。一部の税務管轄において、ソニーは繰越欠損金に対応するものを含めた繰延税金資産のうち、50%超の可能性をもって回収可能ではないと結論付けられたものに対して評価性引当金を計上しています。2015年3月31日時点において、ソニーは主に(1)日本の当社とその連結納税グループ及び日本の一部子会社の地方税、(2)米国のSony Americas Holding Inc.とその連結納税グループ、(3)スウェーデンのSony Mobile Communications AB、ならびに(4)英国のSony Europe Limitedにおいて評価性引当金を計上しています。評価性引当金を計上した税務管轄において損失を計上し続けた場合、税金費用の戻し入れは計上されず、当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、ソニーが税務戦略を実行できない場合、営業活動や税務戦略から繰越欠損金を使用するために充分な課税所得を適切な税務管轄内で将来に生み出せない場合、あるいは繰越欠損金の使用を法的に制限される場合に、繰延税金資産は未使用のまま消滅、又は回収できず、将来において利用可能な税金支出の減額ができなくなる可能性があります。評価性引当金を計上せずに残存している繰延税金資産のいずれかが、50%超の可能性をもって未使用のまま消滅し将来の課税所得と相殺することができない場合や他の理由で回収ができない場合には、ソニーは追加の評価性引当金を認識しなければならず、税金費用が増加します。繰延税金資産が未使用のまま消滅した時点あるいは追加の評価性引当金が計上された期間において、当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産及び評価性引当金の評価において、連結会社間の移転価格に関して調整される不確実な税務ポジションの決定が重要な要素となります。ソニーは、日本及び様々な税務管轄において法人税を課されており、通常の営業活動において連結会社間を含む多くの取引がありますが、最終的な税額の決定は不確実です。ソニーは、税務当局から税務申告に対して継続的な調査を受けており、その結果、法人税の引当の妥当性を決定する税務調査の結果を受けて起こり得る悪影響を定期的に評価しています。これらの評価には高度な判断が要求され、翌期以降に追加的な証拠が入手可能になることにより、ソニーの不確実な税務ポジションの最終的な結果とそれにともなう評価性引当金の計上が、当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

一部の税務管轄において、繰越欠損金の使用は翌期以降の課税所得に対する一定の水準に制限されています。 したがって、ソニーは、課税所得が発生した税務管轄において、重要な繰越欠損金があるにも関わらず税金の支 払いが発生するため税金費用を計上し、その後も利用可能な繰越欠損金を保有し続ける可能性があります。 上記に加え、ソニーの将来における実効税率は、法定税率の変更や異なる法定税率が適用される各国での利益の割合の変化、又は繰越欠損金及び繰越税額控除の使用制限や制約を含む租税法規の改正やそれらの解釈の変更などにより不利な影響を受ける可能性があります。

(38) ソニーは、営業権、無形固定資産もしくはその他の長期性資産の減損を計上する可能性があります。

ソニーは多くの営業権、無形固定資産及びエレクトロニクス事業における製造施設及び設備を含む長期性資産を保有しています。これらの資産については、業績の悪化や時価総額の減少、減損の判定に用いられる高度な判断を必要とする見積り・前提の変更により、減損を計上する可能性があります。ソニーは、営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産について、年一回第4四半期に減損の判定を行い、また、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的な市場や産業固有の変動などの要因や兆候による減損判定の必要性を継続的に評価しています。保有しかつ使用する長期性資産及び処分予定の長期性資産の回収可能性は、個々の資産又は資産グループの簿価が回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に検討されます。資産又は資産グループの帳簿価額が減損していると判断された場合、簿価が公正価値を超える部分について、減損を認識します。2013年度において、ソニーはデバイス分野における電池事業の長期性資産の減損321億円、その他分野における日本及び米国以外のディスク製造事業の長期性資産及びディスク製造事業全体の営業権の減損256億円、ならびにその他分野におけるPC事業の長期性資産の減損128億円を計上しました。また、2014年度において、モバイル・コミュニケーション分野に関連する営業権の減損1,760億円を計上しました。このような減損損失の計上は、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(39) ソニーは第三者の知的財産権の侵害を追及され、重大な損害賠償責任を負う可能性があります。 ソニーの製品は広範囲にわたる技術を利用しています。その技術が第三者の保有する知的財産権を侵害してい

るという主張がソニーに対してなされており、今後なされる可能性もあります。特に、市場競争が激しくなり、一層多くの知的財産を用いた新規技術やより高度な技術が製品に搭載されることで、自らの製品やサービスを守るため、あるいは競争優位を追求するための事業戦略として、競合他社又はそれ以外の特許権者からかかる主張がなされる可能性があります。かかる主張により、和解やライセンス契約の締結あるいは多額の損害賠償金を支払うことが必要となった場合や、ソニーの製品の一部について一時的又は恒久的に市場での販売が差し止められることとなった場合は、ソニーの事業活動や業績、財政状態及び評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

(40) ソニーは第三者の知的財産権につき必要なライセンスを継続して取得できない可能性があります。また、ソニーの事業遂行に必要な知的財産権につき、継続して十分な保護を受けたり、行使したりできない可能性があります。

多くのソニー製品は第三者の特許その他の知的財産権のライセンス供与を受けて設計されています。過去の経験や業界の慣行により、将来的に必要かつビジネスに有効な様々な知的財産権のライセンスの供与を受け又は更新できるとソニーは考えていますが、全く供与されない、又は受諾可能な条件で供与されない可能性があります。そのような場合には、ソニーは、製品の設計変更や、営業・販売の断念を余儀なくされる可能性があります。さらに、ソニーの知的財産権は、これらに関して紛争が生じたり、無効にされたりする可能性があります。また、ソニーの知的財産権が、ソニーの競争力を維持するうえで十分ではない可能性があります。そのような場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(41) ソニーは、環境や労働安全衛生、人権などの社会的責任に関する広範な法規制の対象となっており、これによりオペレーションにかかるコストが上昇したり、ソニーの活動が制限されたり、評判に影響を及ぼす可能性があります。

ソニーは、大気汚染、水質汚染、有害物質の使用の管理、廃止、削減や一部製品の省エネ、廃棄物管理、製品や電池、包装材料のリサイクル、土壌浄化、従業員や消費者の安全衛生、調達や生産工程における人権侵害といった課題に関する法規制を含む、特に環境や労働安全衛生、人権などの社会的責任に関する広範囲な法規制の対象となっています。例えば、ソニーは以下のような法規制を遵守することが求められています。

- ・有害物質の使用規制の指令("The Restriction of Hazardous Substances "RoHS" Directive")、電気・電子機器の廃棄に関する指令("The Waste Electrical and Electronic Equipment "WEEE" Directive")、エネルギー関連製品に対するエコデザイン要求指令("The ecodesign requirements for Energy-related Products("ErP")Directive")、ならびに化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則("The Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals "REACH" regulation")など、EUが施行した環境に関する法規制
- ・温室効果ガス排出量に関する開示、温室効果ガス排出削減、炭素税やエレクトロニクス製品の省エネなど気候 変動問題に関する法規制や政策
- ・米国のドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法律の第1502条により、ソニーが製造する 製品の機能又は生産に必要な「紛争鉱物とその派生物」に関して年次情報開示の必要があります。「紛争鉱

EDINET提出書類 ソニー株式会社(E01777) 有価証券届出書(参照方式)

物」とは、スズ鉱石(cassiterite)、タンタル鉱石(columbite-tantalite)、金(gold)、タングステン鉱石(wolframite)と、米国政府によってコンゴ民主共和国あるいはその周辺国で紛争の資金源になると規定されたその他の鉱物を指します。

加えて、企業の社会的責任に対する消費者の関心が全世界的に高まり、特にアジア地域で操業するエレクトロニクス業者や製品の製造/設計委託業者における労働環境を含む労働慣行に関する関心が持たれています。

これらの社会的責任に関する法規制がより強化され、また将来新たな法規制が導入される可能性があります。 さらに、新興国を含むその他の国々において、上記と同様の環境に対する法規制が施行されつつあり、その結果、ソニーにおいて法規制の遵守にかかる費用が増加する可能性があります。また、様々な分野における既存又は新たな法規制にソニーが対応していないとみなされた場合には、罰金、刑罰、法的制裁、その他の費用や原状回復義務の対象になる可能性があり、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、法規制を遵守できない場合や、消費者の関心が高まっているこれらの問題にソニーが適切な対応をとることができないとみなされた場合には、それが法的に求められているかどうかに関わらず、ソニーの評判が傷つけられる可能性があります。その結果、消費者が製品の購入にあたって他社製品を選択する場合にも、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

# 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ソニー株式会社本社 (東京都港区港南1丁目7番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 第五部【特別情報】

該当事項はありません。